

# 佐賀市一般廃棄物処理基本計画

## 素案

令和6年9月

【目次（案）】

章	節	内 容	状 況
1	計画策定の概要	第1節 計画策定の背景 第2節 計画の位置づけ 第3節 計画の期間 第4節 計画対象廃棄物	一般廃棄物処理基本計画の法的な位置づけ等  R6.2.8環境審議会にて説明
2	地域概況	第1節 自然環境 第2節 社会環境 第3節 上位計画	自然環境、社会環境等の各種データ、国、県、市の上位計画
3	ごみ処理基本計画	第1節 ごみ処理の現況と課題 第2節 ごみ処理の評価 <b>【追加】</b> 第3節 これまでの取組 第4節 ごみ処理や取組に関する課題 第5節 ごみ処理の目標 第6節 目標達成に向けた取組 第7節 基本施策 第8節 その他	既定計画を検証、社会状況の変化等を踏まえた目標や基本施策  <b>【第1回検討部会】</b> ・既定計画の検証 ・本計画策定ポイントの整理 <b>【第2回検討部会】</b> ・ <b>ごみ処理の現況、目標の設定</b>  <b>【第3回検討部会】</b> ・基本施策
4	生活排水処理基本計画	第1節 生活排水処理の現況と課題 第2節 生活排水処理の目標 第3節 生活排水処理計画 第4節 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画 第5節 その他	生活排水処理の現況と今後の計画  <b>【第2回検討部会】</b> ・ <b>生活排水処理の現況</b> ・ <b>生活排水処理の目標の設定</b>

# 第3章 ごみ処理基本計画

## 第1節 ごみ処理の現況と課題

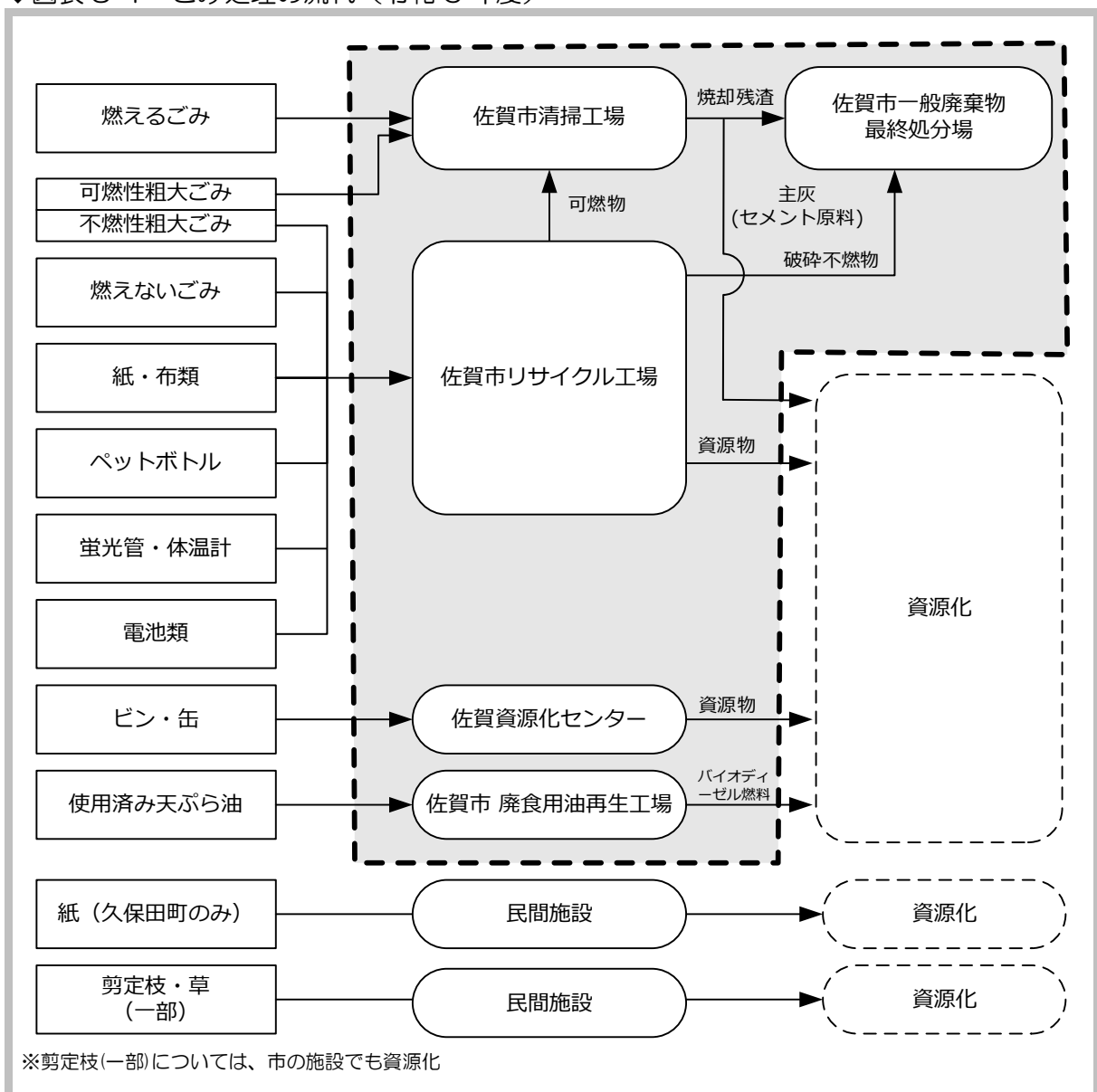
### 1. ごみの処理体制

#### (1)ごみ処理の流れ

本市から排出されたごみは、佐賀市清掃工場、佐賀市リサイクル工場、佐賀資源化センター及び佐賀市廃食用油再生工場に搬入し、中間処理、一時保管等を行った上で再資源化等を行っています。また、紙類の一部は、製紙会社が収集し資源化を行っています。

令和6年度におけるごみ処理フローは図表3-1に示すとおりです。

◆図表3-1 ごみ処理の流れ（令和6年度）



## (2)ごみの分別収集

本市の家庭から発生したごみ（以下「収集ごみ」という。）の分別種類は、大きく分けて①燃えるごみ、②燃えないごみ、③資源物、④粗大ごみ、⑤蛍光管、体温計、⑥電池類の6種類に分けられます。

家庭から分別して出されたごみは、市または市が委託する業者が収集します。事業活動に伴って発生したごみは、排出事業者が事業系一般廃棄物（ごみ）の収集運搬の許可を持った業者へ委託し、収集します。あわせて、市民または事業者自らが施設へ直接持ち込むことも可能としています。

◆図表 3-2 家庭ごみの分類

分別種類		具体例	
燃えるごみ		生ごみ、紙くず、プラスチック製品、木くず、ゴム製品、皮革製品 など	
燃えないごみ		金属、ガラス、陶磁器、小型家電、スプレー缶・ライター など	
資源物	紙類	新聞・ちらし	新聞、ちらし
		牛乳パック	牛乳パック (500ml 以上)
		ダンボール	ダンボール
		雑誌・包装紙・紙箱	雑誌、コピー用紙、パンフレット、包装紙、封筒、箱類 など
	布類	衣類、毛布、シーツ、タオルケット	
	ビン・缶	飲食用空缶・空ビン、食品用空缶・空ビン	
	ペットボトル	調味料・飲料用・酒類用のペットボトル	
	廃食用油	不用になった天ぷら油などの植物性油	
粗大ごみ		家具類、家電品、寝具類、自転車 など	
蛍光管、体温計		蛍光管、水銀体温計	
電池類		乾電池、コイン電池、ボタン電池、充電式電池、充電池一体型製品	

◆図表 3-3 収集体制・収集頻度（家庭ごみ）

分別種類		収集頻度・収集形態	
燃えるごみ		週 2 回／直営・委託	
燃えないごみ		月 2 回／委託	
資源物	紙類	新聞・ちらし	月 2 回／直営・委託
		牛乳パック	
		ダンボール	
		雑誌・包装紙・紙箱	
	布類	月 2 回／委託	
	ビン・缶		
	ペットボトル		
廃食用油	週 1 回／直営		
粗大ごみ		月 1 回または随時／委託	
蛍光管、体温計		月 2 回／委託	
電池類		月 2 回／委託	

◆図表 3-4 排出方法及び回収方法（家庭ごみ）

分別種類		排出方法	回収方法	
燃えるごみ		指定袋	ステーション収集	
燃えないごみ		指定袋		
資源物	紙類	新聞・ちらし		ひもで十文字にしぼる
		牛乳パック		ひもで十文字にしぼる
		ダンボール		ひもで十文字にしぼる
		雑誌・包装紙・紙箱		ひもで十文字にしぼる 雑がみは紙袋に入れてひもで十文字にしぼるか雑誌にはさんでも可
	布類	中身が見えるビニール袋に入れる		
	ビン・缶	指定袋		
	ペットボトル	指定袋		
廃食用油		ふた付の容器に入れる		拠点回収
粗大ごみ		定期収集・臨時収集	戸別収集	
蛍光管、体温計		透明または半透明の袋	ステーション収集	
電池類		透明または半透明の袋	ステーション収集	

燃えるごみ、燃えないごみ、ビン・缶、ペットボトルは、有料指定袋による排出となっています。

粗大ごみについては、ステッカー等を貼って排出する方法（定期収集）と市が委託した業者が2t車で収集に来る方法（臨時収集）があります。

有料指定袋手数料、粗大ごみ手数料は、下表のとおりです。

◆図表 3-5 有料指定袋手数料（令和6年4月現在）

分別種類	容量	手数料
燃えるごみ	大（40ℓ）、小（25ℓ）、極小（15ℓ）	40円/枚、25円/枚、15円/枚
燃えないごみ	中（30ℓ）、極小（15ℓ）	25円/枚、15円/枚
ビン・缶	中（30ℓ）、極小（15ℓ）	20円/枚、10円/枚
ペットボトル	中（30ℓ）、極小（15ℓ）	20円/枚、10円/枚

◆図表 3-6 粗大ごみ手数料（令和6年7月現在）

区分	手数料	
定期収集	1,500円以内で品目ごとに規則で定める額	
臨時収集	2t車の荷台	
	3分の1未満	3,200円
	3分の1以上3分の2未満	6,400円
	3分の2以上	9,600円

### (3)ごみ処理施設

本市では合併前に点在していたごみ処理施設を順次統廃合し、令和6年度から佐賀市清掃工場、佐賀市リサイクル工場、佐賀資源化センターにて、市全域から排出されるごみの処理を行っています。

◆図表 3-7 施設の位置



## ◆図表 3-8 施設の概要

## 【焼却施設】

施設名	佐賀市清掃工場	
所在地	佐賀市高木瀬町大字長瀬 2369 番地	
敷地面積	50,600m <sup>2</sup> (リサイクル工場、洪水調整池含む)	
竣工年月	平成 15 年 3 月	
処理能力	ごみ処理施設：300t/日 (3 炉)	灰溶融設備：23t/日 (2 炉) (休止中)
処理方式	ごみ処理施設：全連続燃焼式ストーカ炉	灰溶融設備：プラズマ式灰溶融炉 (休止中)

## 【粗大ごみ処理施設及び資源化施設】

施設名	佐賀市リサイクル工場	
所在地	佐賀市高木瀬町大字長瀬 2369 番地	
敷地面積	12,740m <sup>2</sup>	
竣工年月	平成 16 年 3 月	
処理能力	24t/日 不燃ごみ、不燃性粗大ごみ処理設備：13t/日 紙類圧縮梱包設備：9t/日 ペットボトル減容梱包設備：2t/日 古紙、布類等貯留保管設備：約 370m <sup>2</sup>	
処理方式	破碎、選別、圧縮・梱包、その他	

施設名	佐賀市廃食用油再生工場	佐賀資源化センター
所在地	佐賀市高木瀬町大字長瀬 2369 番地	佐賀市嘉瀬町大字十五 2724 番地 1
敷地面積	177.37m <sup>2</sup> (建屋)	8,756.1m <sup>2</sup> (佐賀市一般廃棄物最終処分場内)
竣工年月	平成 16 年 3 月	平成 4 年 5 月
処理能力	1.5t/日	20.0t/日

## 【最終処分場】

施設名	佐賀市一般廃棄物最終処分場	
所在地	佐賀市嘉瀬町大字十五	
埋立面積	146,400m <sup>2</sup>	
竣工年月	昭和 56 年 10 月	
埋立容積	450,900m <sup>3</sup>	
処理方式	セル工法	
備考	浸出水処理施設 200.0m <sup>3</sup> /日	

## 2. ごみ排出量

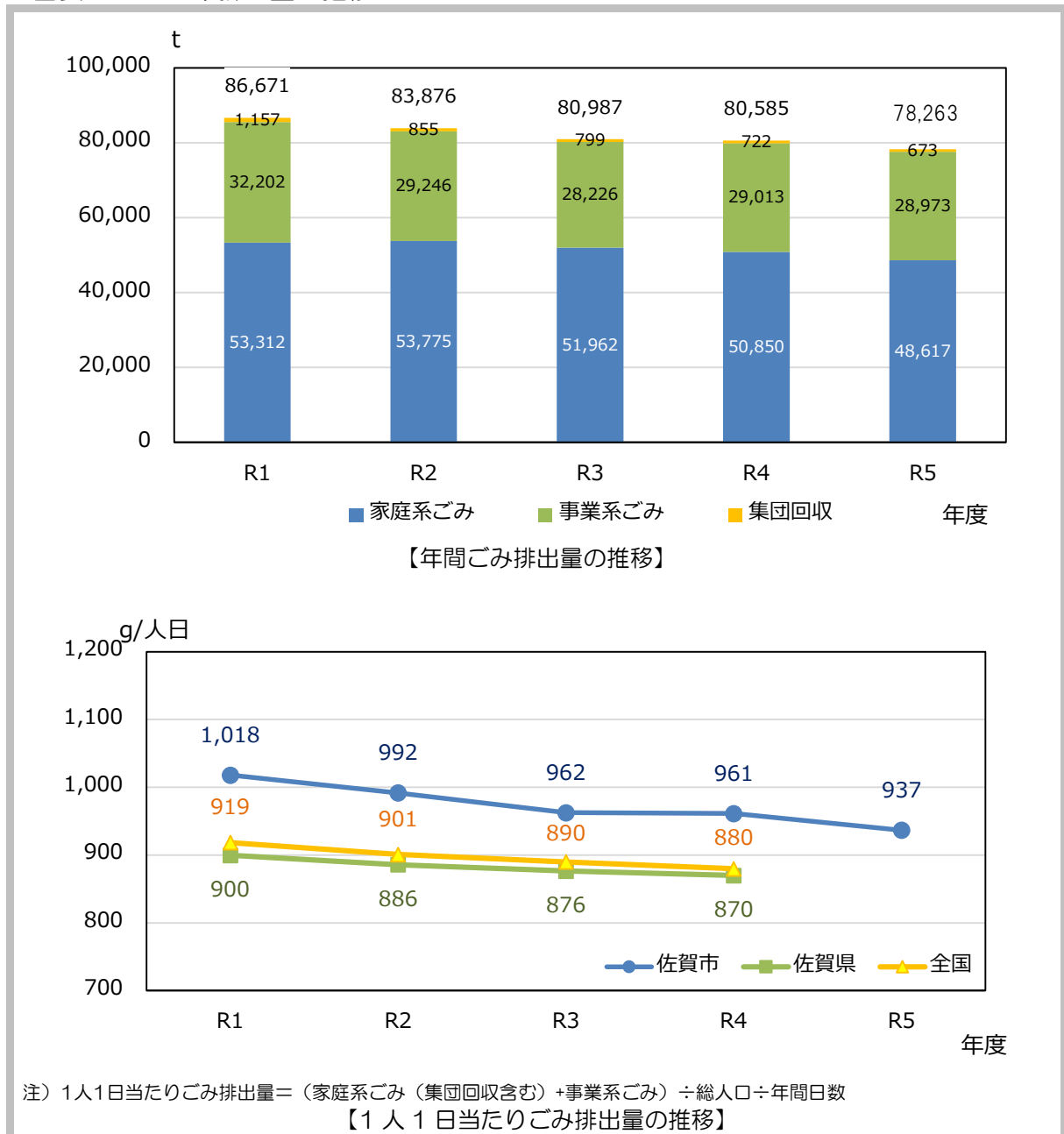
本市のごみ排出量の推移をみると、年々減少傾向となっており、令和5年度では78,263 tまで減少しています。

家庭系ごみについては、人口減少の影響、各種取り組みによる市民のごみ減量意識の高まりのほか、社会情勢やライフスタイルの変化などもあり、減少しています。

また、事業系ごみについては、コロナ禍の影響で令和2年度の大幅減となり、そのまま横ばいの状態です。

1人1日当たりごみ排出量も同様の傾向にあり、令和5年度は937gまで減少しています。しかし、全国平均及び佐賀県平均と比較してみると、いずれも多い状況にあります。

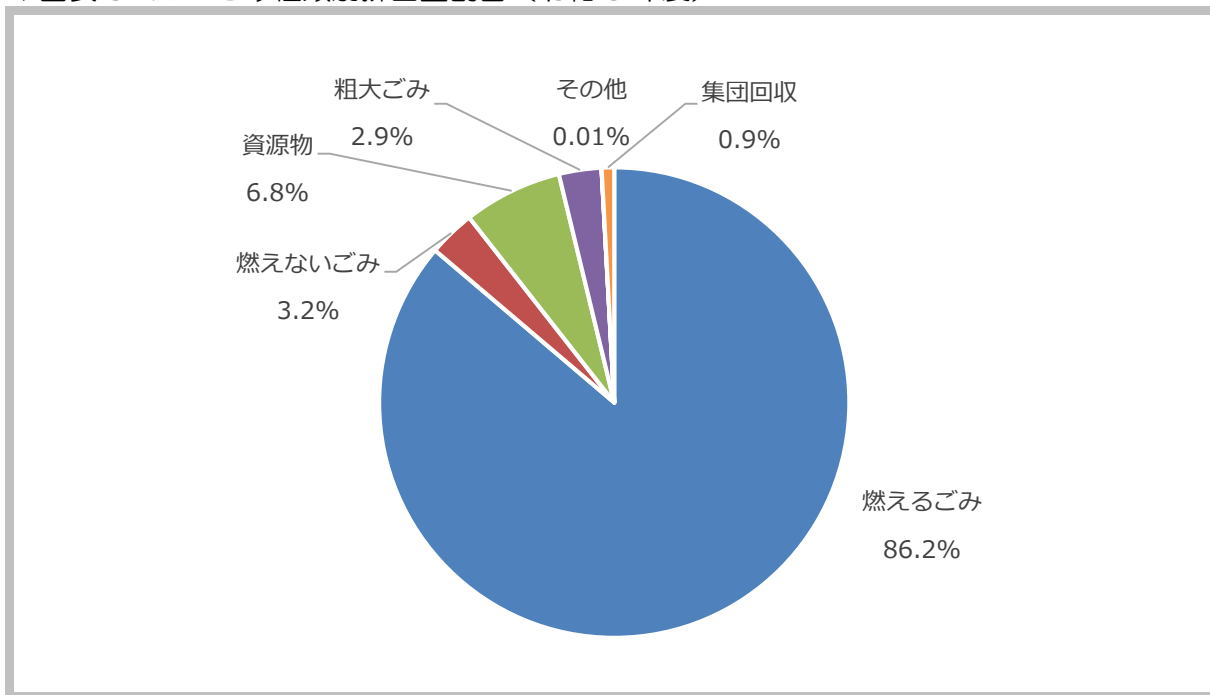
◆図表3-9 ごみ排出量の推移



資料：佐賀県・全国「一般廃棄物処理事業実態調査結果」

ごみ種類別排出量割合については、令和 5 年度の実績でみると、燃えるごみが 86.2%と大半を占めており、続いて資源物が 6.8%、燃えないごみが 3.2%、粗大ごみが 2.9%の順となっています。この割合は、近年、概ね同じ割合となっています。

◆図表 3-10 ごみ種類別排出量割合（令和 5 年度）



◆図表 3-11 ごみ種類別排出量割合の推移

年度 ごみ種	単位	R1	R2	R3	R4	R5
		燃えるごみ	t	74,347	71,143	69,046
	%	85.8%	84.8%	85.3%	86.1%	86.2%
燃えないごみ	t	2,393	2,750	2,537	2,506	2,513
	%	2.8%	3.3%	3.1%	3.1%	3.2%
資源物	t	5,652	5,888	5,803	5,616	5,316
	%	6.5%	7.0%	7.2%	7.0%	6.8%
粗大ごみ	t	3,114	3,231	2,794	2,384	2,286
	%	3.6%	3.9%	3.4%	3.0%	2.9%
その他	t	8	9	8	6	6
	%	0.01%	0.01%	0.01%	0.01%	0.01%
集団回収	t	1,157	855	799	722	673
	%	1.3%	1.0%	1.0%	0.9%	0.9%
合計	t	86,671	83,876	80,987	80,585	78,263

注) 上段は排出量、下段は割合

端数処理のため合計が一致しないことがある。

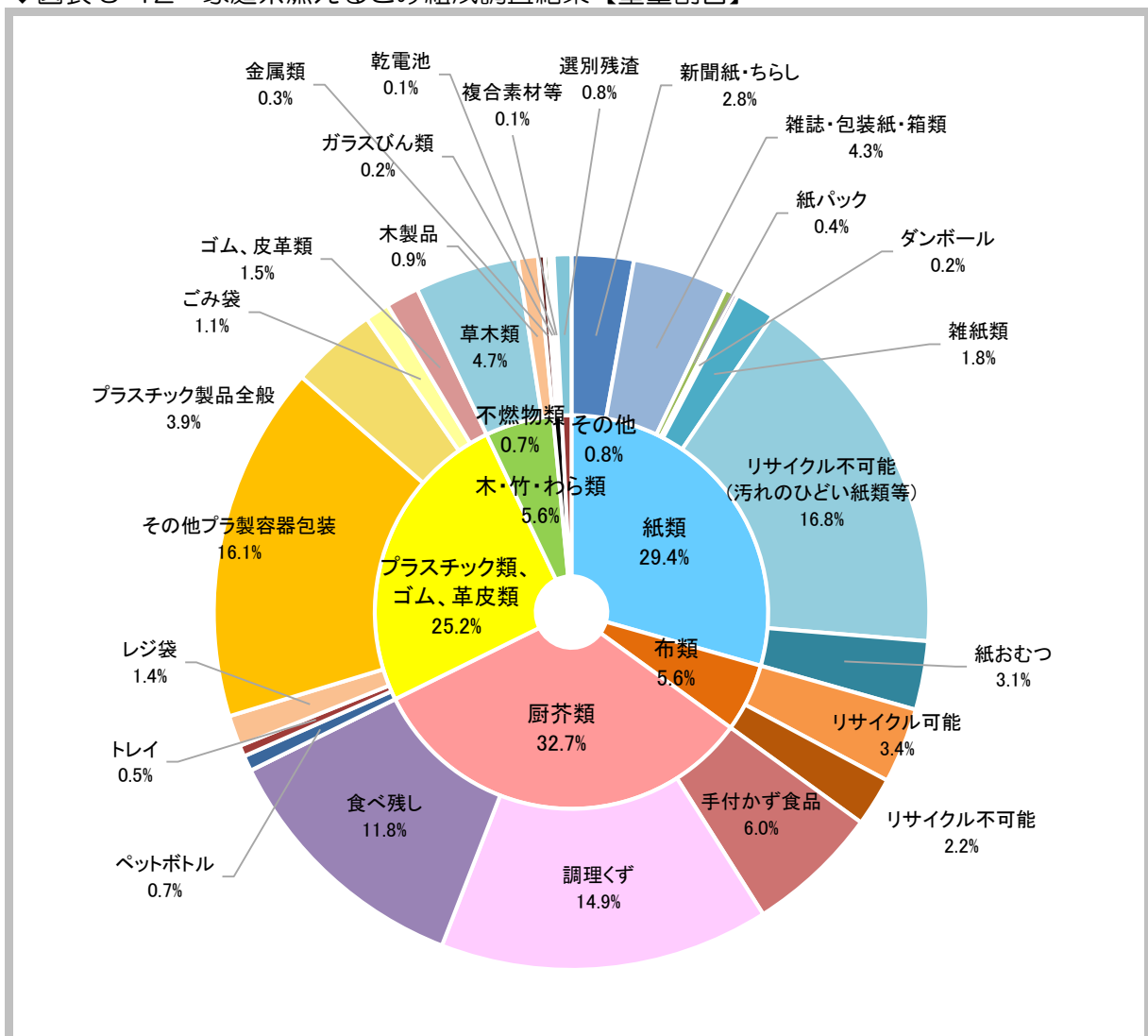
### 3. ごみの性状

#### (1) 家庭系燃えるごみの性状(ごみ組成調査結果)

本市の一般家庭から排出される燃えるごみの性状を把握するため、組成調査を実施しました。調査結果としては、調理くずや食べ残し、手付かず食品などの生ごみであるちゅう芥類(32.7%)の構成割合が最も多く、次いで紙類(29.4%)、プラスチック類、ゴム、皮革類(25.2%)の割合が多くなっています。

排出された燃えるごみの中には、資源物に区分される「紙類」や「ペットボトル」等の資源可能なものが混入していました。また、食品ロスなどの手付かず食品や食べ残しや容器包装プラスチックやプラスチック製品が多く見受けられ、これらを削減し、資源化することでごみを減らすことが可能となります。

◆図表 3-12 家庭系燃えるごみ組成調査結果【重量割合】

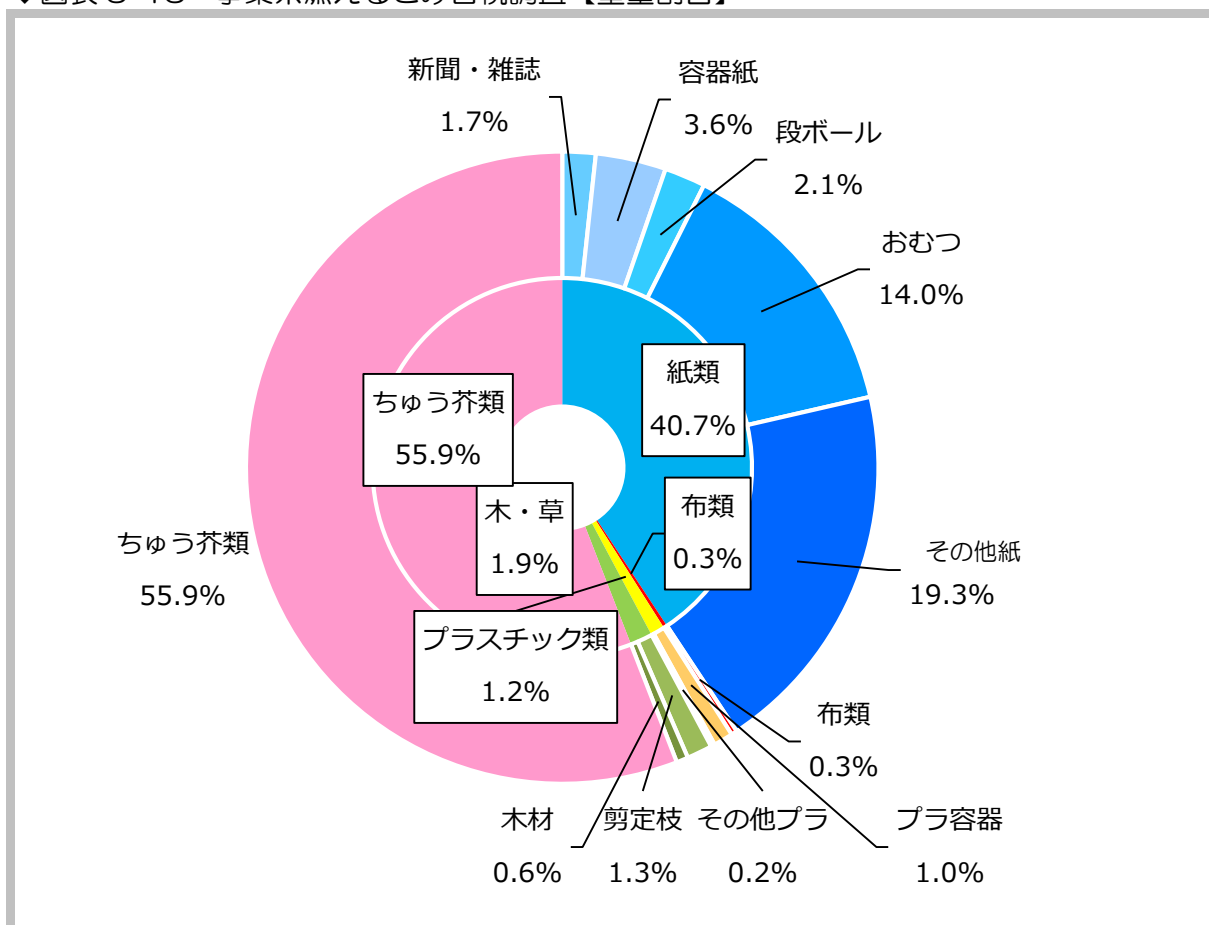


注) 令和6年6月13日及び14日調査結果

## (2)事業系燃えるごみの性状(許可搬入ごみの目視調査結果)

佐賀市清掃工場に許可業者が搬入する燃えるごみの性状を目視調査しました。調査結果としては、病院・福祉や店舗等からのちゅう芥類(55.9%)と病院・福祉施設からのおむつや事務所や店舗からのその他紙などの紙類(40.7%)が大半を占めています。

◆図表 3-13 事業系燃えるごみ目視調査【重量割合】



注) 令和6年6月13日及び14日調査結果

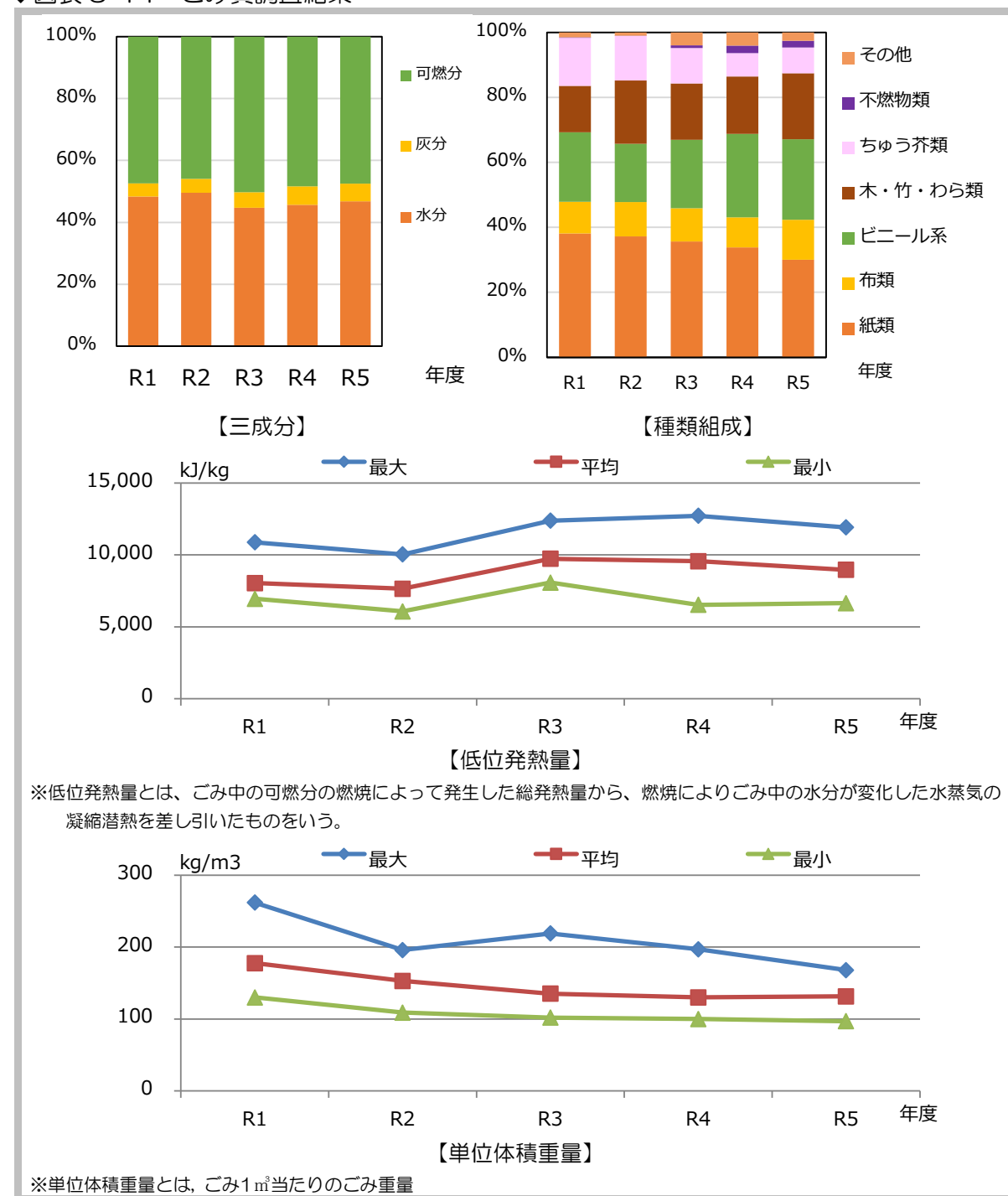
公共工事等の草・剪定枝類は除く

### (3)燃えるごみの性状(佐賀市清掃工場の定期検査結果)

佐賀市清掃工場では、定期的にごみピットから採取したごみの性状調査を実施しています。焼却施設は、環整 95 号（昭和 52 年 11 月 4 日「一般廃棄物処理業に対する指導に伴う留意事項について」）にて年 4 回以上の頻度でのごみ質分析が義務付けられおり、分析方法も示されています。

本市の特徴は「紙類」、「ビニール系」、「木・竹・わら類」の構成比が高く、全体の約 70%以上を占めています。

◆図表 3-14 ごみ質調査結果



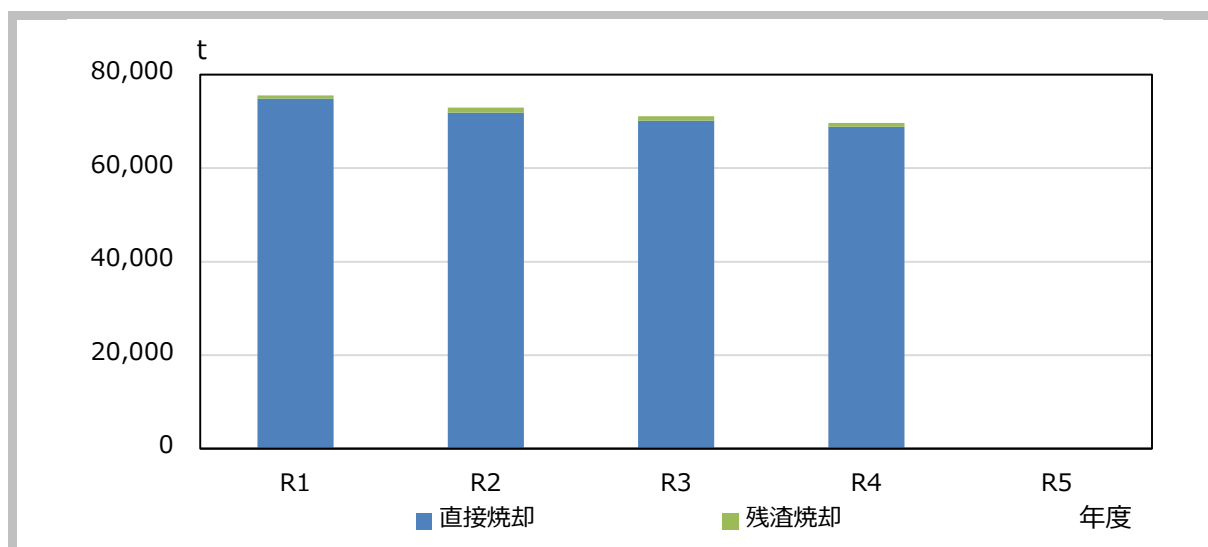
## 4. 中間処理・最終処分

### (1)ごみ焼却量

燃えるごみは、佐賀市清掃工場及び脊振広域クリーンセンターの2施設にて令和5年度まで焼却処理を行っており、佐賀市全体としての焼却処理量はごみの減少とともに年々減少しています。

◆図表 3-15 ごみ焼却量の推移

項目 \ 年度	単位	R1	R2	R3	R4	R5
直接焼却	t	74,849	71,881	70,151	68,833	
残渣焼却	t	720	1,112	970	839	
計	t	75,569	72,993	71,121	69,672	



※脊振広域クリーンセンターについて

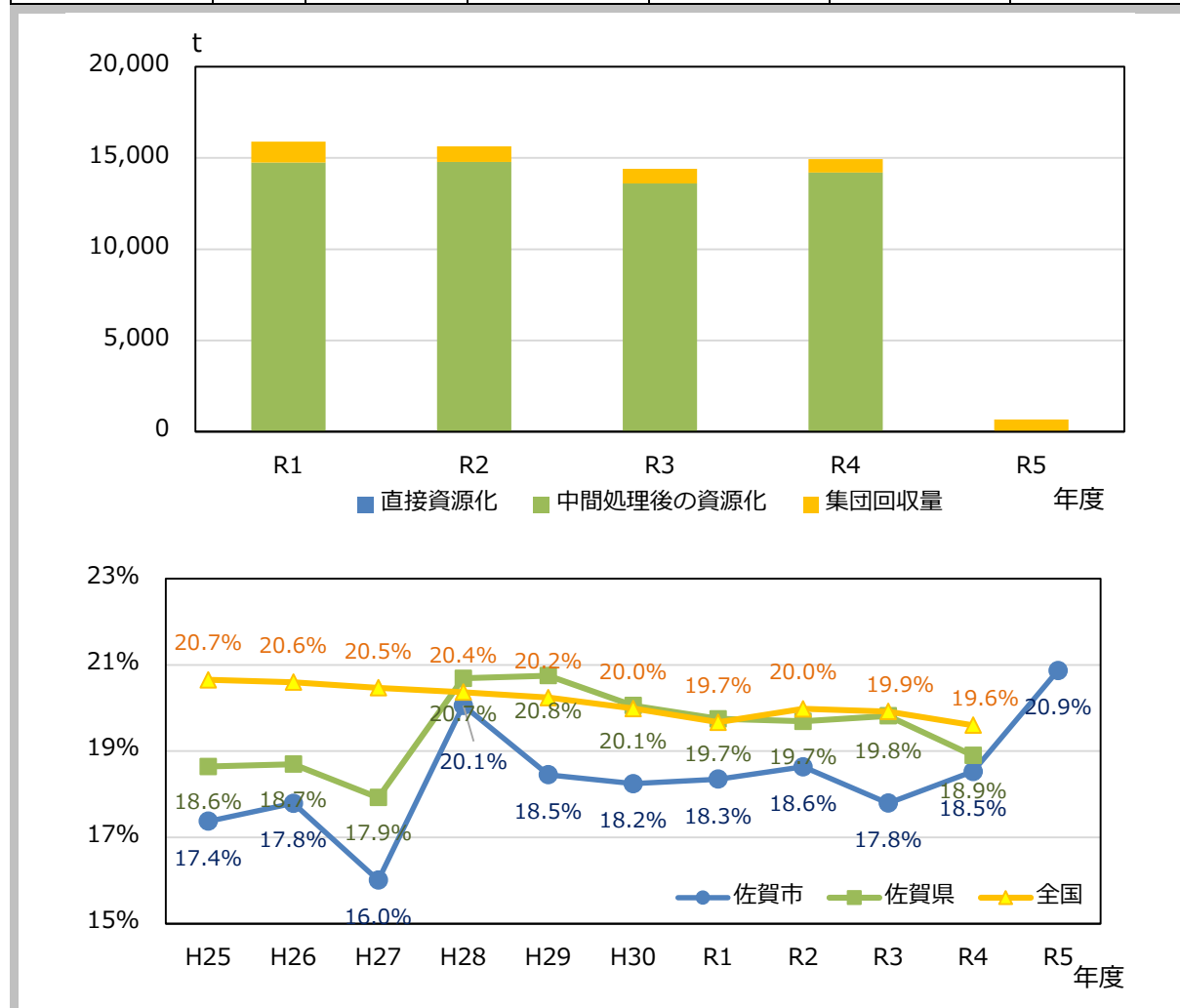
令和5年度まで諸富町・三瀬地区のごみ処理は、脊振広域クリーンセンターで行っていました。令和6年3月31日に閉鎖したため、令和6年度からは、諸富町・三瀬地区のごみ処理を佐賀市清掃工場で行うこととなりました。

## (2)資源化量

本市におけるごみの資源化としては、資源物の分別収集、リサイクル工場等での中間処理による資源化、焼却残渣の資源化があります。また、民間施設へ剪定枝等を搬入して、チップ化・堆肥化等を行っています。資源化量の推移は、集団回収量が減少していますが、概ね16,000t前後で推移しています。

◆図表 3-16 資源化量等の推移

項目	年度	単位	R1	R2	R3	R4	R5
直接資源化		t	24	25	25	24	
中間処理後の資源化		t	14,723	14,752	13,586	14,185	
集団回収量		t	1,157	855	799	722	673
合計		t	15,904	15,632	14,410	14,931	16,334
ごみ排出量		t	86,671	83,876	80,987	80,585	78,263
リサイクル率		-	18.3%	18.6%	17.8%	18.5%	20.9%

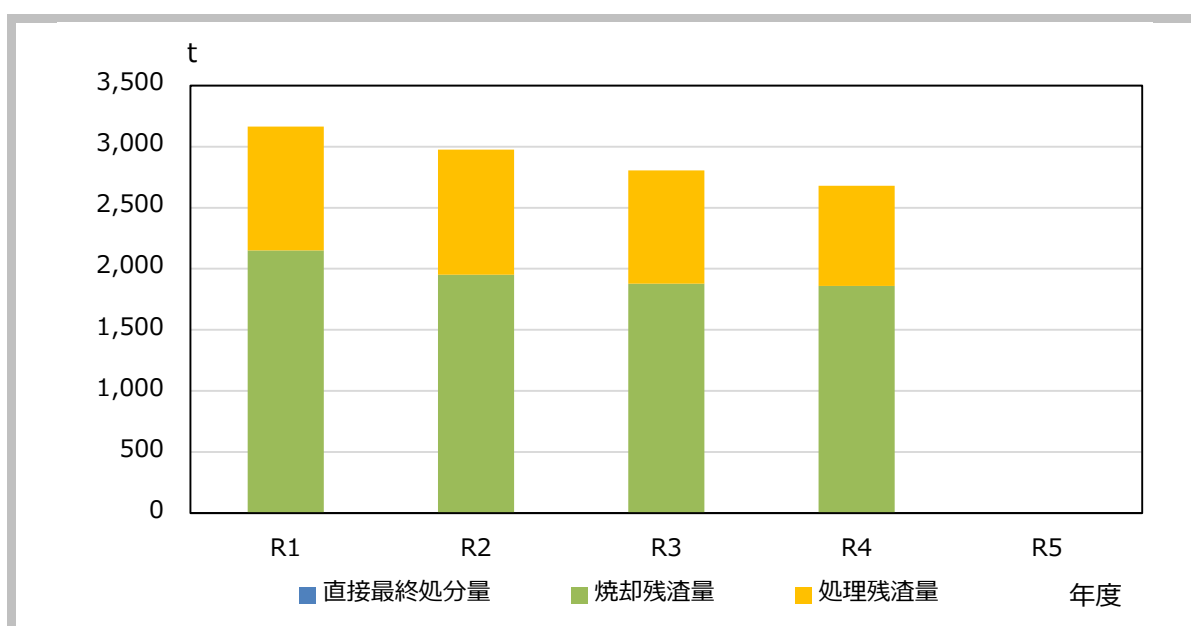


### (3)最終処分量

最終処分量については、焼却量や粗大ごみの減少により年々減少しています。

◆図表 3-17 最終処分量の推移

項目	年度	単位	R1	R2	R3	R4	R5
焼却残渣		t	2,150	1,950	1,877	1,860	
破碎残渣		t	1,015	1,027	928	819	
計		t	3,165	2,977	2,805	2,679	2,441



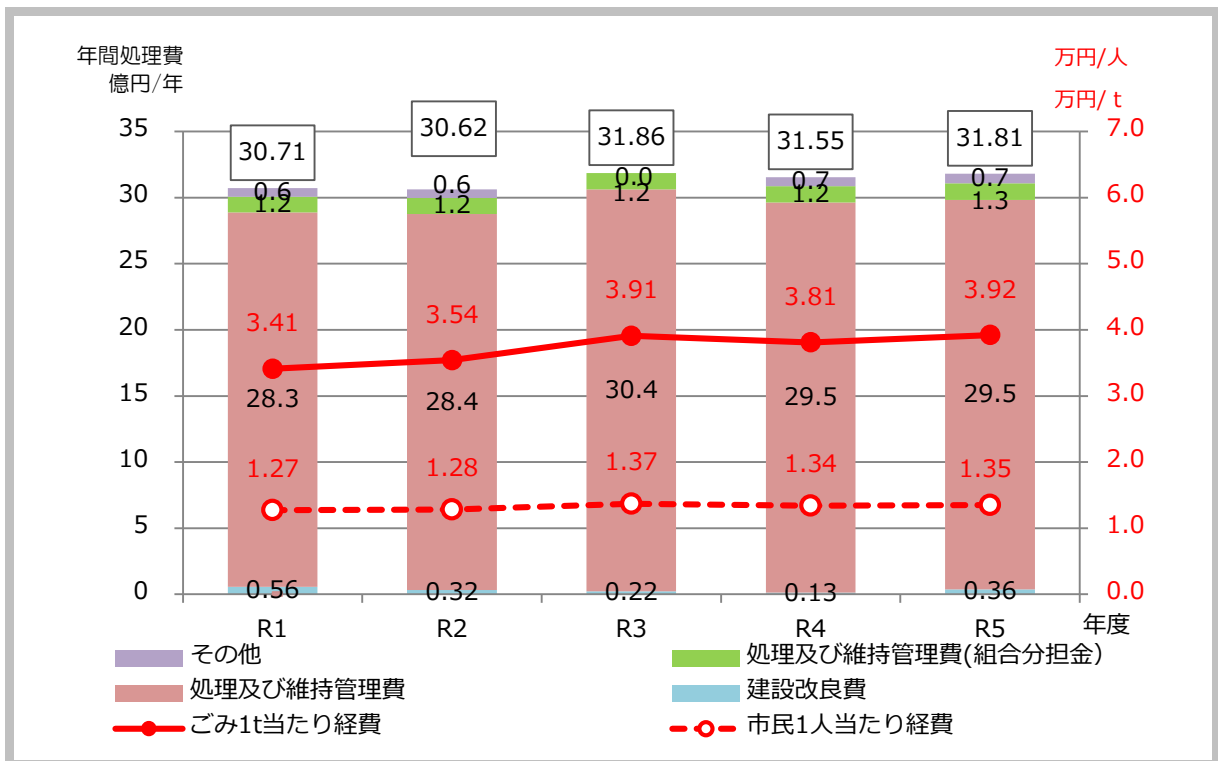
## 5. ごみ処理経費

本市のごみ処理経費の推移は、概ね横ばい傾向となっています。令和5年度における建設改良費及びその他を除く処理及び維持管理費は、市民1人当たりで年間約13,500円、ごみ1t当たりで約39,200円となっています。

◆図表3-18 ごみ処理経費

項目	年度		R1	R2	R3	R4	R5
	単位						
建設改良費		千円	55,879	32,452	22,323	13,493	36,189
処理及び維持管理費	a	千円	2,830,972	2,842,612	3,039,628	2,948,974	2,945,672
処理及び維持管理費 (組合分担金)	b	千円	120,947	122,918	123,603	123,537	126,069
その他		千円	63,442	63,645	0	68,621	72,832
合計		千円	3,071,240	3,061,627	3,185,554	3,154,625	3,180,762

人口	A	人	232,624	231,725	230,531	229,662	228,289
ごみ量	B	t	86,671	83,876	80,987	80,585	78,263
市民1人当たり経費	(a+b)/A	円/人	12,700	12,800	13,700	13,400	13,500
ごみ1t当たり経費	(a+b)/B	円/t	34,100	35,400	39,100	38,100	39,200



資料：一般廃棄物処理事業実態調査結果

## 第2節 ごみ処理の評価

国では、市町村が自らの一般廃棄物処理システムについて循環型社会形成、経済性から客観的な評価を行えるよう、「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（以下「支援ツール」という。）」を設けています。本市のごみ処理について支援ツールを利用して、令和4年度実績を基に比較評価を行いました。

◆図表3-19 指標

指標		指数の見方
循環型社会形成	1人1日当たりのごみ総排出量	指数が大きいほど、ごみ排出量は少なくなる。
	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く)	指数が大きいほど、資源回収率は高くなる。
	廃棄物のうち最終処分される割合	指数が大きいほど、最終処分される割合は小さくなる。
経済性	1人当たり年間処理経費	指数が大きいほど、1人当たりの年間処理経費が少なくなる。
	最終処分減量に要する費用	指数が大きいほど、費用対効果は高くなる。

### 1. 標準的な指標による評価

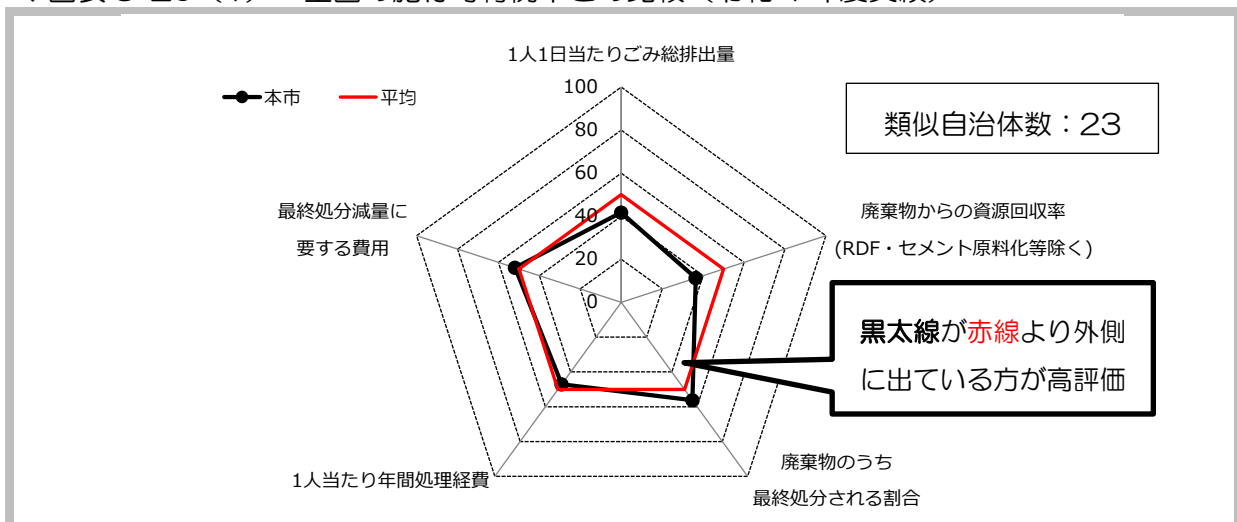
#### (1) 全国の類似自治体

本市と都市形態が同じ「施行時特例市」の自治体との比較評価を行いました。レーダーチャートに示される面積が大きいほど良好な状態であることを示します。

本市は5つの指標のうち最終処分の項目については平均値以上で良好ですが、それ以外の3つについては、平均値以下となり、ごみ排出量の削減やマテリアルリサイクルの推進する施策が必要です。

マテリアルリサイクル：廃棄物等を製品の原材料として再生利用すること

◆図表3-20 (1) 全国の施行時特例市との比較（令和4年度実績）



◆図表 3-20 (2) 全国の施行時特例市との比較 (令和 4 年度実績)

自治体	1人1日当たり ごみ排出量 (g/人日)	資源回収率 (RDF・セメント 原料化等除く)	最終処分 割合	1人当たり 年間処理経費 (円/人年)	最終処分減量に 要する費用 (円/t)
平均	877	20.0%	5.5%	12,302	38,873
最大	1070	29.7%	12.0%	23,173	81,822
最小	710	9.7%	0.2%	6,173	21,552
標準偏差	101	5.8%	3.5%	3,949	15,207
<b>佐賀市</b>	<b>961</b>	<b>12.1%</b>	<b>3.3%</b>	<b>13,446</b>	<b>35,986</b>
偏差値	41.7	36.4	56.3	47.1	51.9

◆図表 3-21 施行時特例市 (23 市) の状況

自治体	人口 (人)	1人1日当たり ごみ総排出量 (g/人日)	廃棄物からの 資源回収率 (RDF・セメント 原料化等除く)	廃棄物のうち 最終処分 される割合	1人当たり 年間処理経費 (円/人年)	最終処分減量 に要する費用 (円/t)
茨城県つくば市	251,208	1,034	25.0%	7.7%	9,841	23,585
群馬県伊勢崎市	212,305	933	10.0%	10.1%	9,360	28,913
群馬県太田市	222,524	968	16.3%	7.5%	10,472	29,937
埼玉県熊谷市	193,502	1,070	9.7%	1.8%	10,509	26,315
埼玉県所沢市	344,253	739	27.6%	2.1%	23,173	78,166
埼玉県春日部市	232,007	916	16.9%	4.0%	11,877	34,943
埼玉県草加市	251,132	783	18.2%	5.4%	8,993	29,672
神奈川県平塚市	257,713	818	25.0%	0.6%	10,434	33,961
神奈川県小田原市	188,061	936	22.7%	9.0%	12,784	36,696
神奈川県茅ヶ崎市	246,123	710	26.3%	7.5%	13,039	48,847
神奈川県厚木市	224,095	823	25.3%	7.6%	16,172	54,908
神奈川県大和市	244,034	743	25.9%	0.9%	22,131	81,822
新潟県長岡市	261,929	873	24.7%	6.9%	10,055	32,322
新潟県上越市	185,357	938	18.3%	6.7%	12,235	34,441
静岡県沼津市	190,096	821	24.4%	0.2%	11,557	35,409
静岡県富士市	249,549	753	21.1%	1.0%	8,043	29,385
愛知県春日井市	309,220	788	13.1%	8.9%	13,932	51,575
三重県四日市市	310,113	913	18.1%	0.9%	9,427	27,222
大阪府岸和田市	189,684	994	11.6%	12.0%	15,212	46,093
大阪府茨木市	284,536	1,000	19.6%	5.3%	14,294	40,501
兵庫県加古川市	260,311	796	17.5%	5.7%	6,173	21,552
兵庫県宝塚市	231,093	863	29.7%	11.0%	9,793	31,836
<b>佐賀県佐賀市</b>	<b>229,662</b>	<b>961</b>	<b>12.1%</b>	<b>3.3%</b>	<b>13,446</b>	<b>35,986</b>
<b>佐賀市順位</b>	<b>-</b>	<b>18位</b>	<b>20位</b>	<b>8位</b>	<b>17位</b>	<b>15位</b>

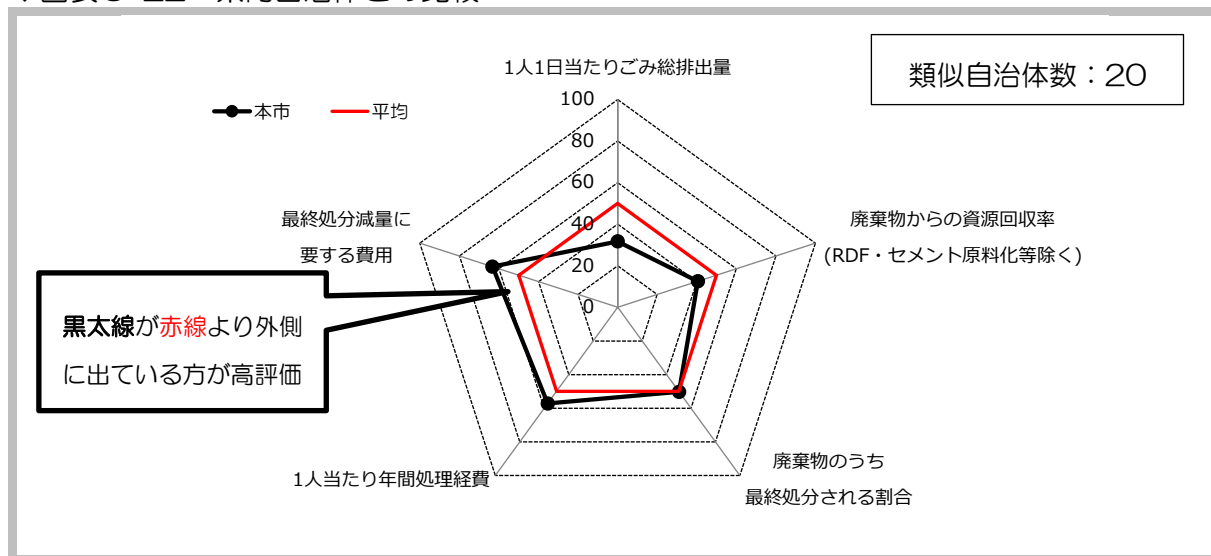
出典：市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール

## (2) 県内自治体

県内の自治体との比較評価を行いました。

本市は5つの指標のうち経済性については平均値以上で良好ですが、循環型社会形成については「1人1日当たりのごみ総排出量」と「廃棄物からの資源回収率」は平均値以下となり、ごみ排出量や資源化を推進する施策が必要です。

◆図表3-22 県内自治体との比較



自治体	1人1日当たりごみ排出量 (g/人日)	資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く)	最終処分割合	1人当たり年間処理経費 (円/人年)	最終処分減量に要する費用 (円/t)
平均	802	17.1%	3.4%	15,762	54,151
最大	991	29.1%	11.1%	23,394	87,736
最小	657	4.8%	0.0%	11,255	35,986
標準偏差	87	5.3%	3.2%	3,235	13,648
<b>佐賀市</b>	<b>961</b>	<b>12.1%</b>	<b>3.3%</b>	<b>13,446</b>	<b>35,986</b>
偏差値	31.7	40.6	50.3	57.2	63.3

◆図表3-23 県内自治体の状況

自治体	人口 (人)	1人1日当たり の ごみ総排出量 (g/人日)	廃棄物からの 資源回収率 (RDF・セメント 原料化等除く)	廃棄物のうち 最終処分 される割合	1人当たり 年間処理経費 (円/人年)	最終処分減量 に要する費用 (円/t)
<b>佐賀市</b>	<b>229,662</b>	<b>961</b>	<b>12.1%</b>	<b>3.3%</b>	<b>13,446</b>	<b>35,986</b>
唐津市	117,303	905	15.5%	11.1%	13,624	43,173
鳥栖市	74,475	991	19.3%	0.0%	19,669	53,940
多久市	18,381	789	7.4%	8.4%	14,278	50,790
伊万里市	52,873	792	16.4%	2.9%	11,560	41,195
武雄市	47,740	797	19.6%	2.9%	15,946	55,554
鹿島市	27,692	753	17.3%	2.9%	15,032	55,189
小城市	44,422	772	15.4%	6.7%	11,255	39,665
嬉野市	25,141	891	29.1%	2.5%	15,106	43,804
神埼市	30,712	736	21.1%	0.0%	12,784	44,566
吉野ヶ里町	16,213	791	24.2%	0.0%	12,545	40,673
基山町	17,518	937	22.6%	0.0%	17,796	52,037
上峰町	9,782	736	16.7%	0.0%	20,891	77,076
みやき町	25,701	739	17.1%	0.0%	18,500	68,007
玄海町	5,168	789	4.8%	7.5%	23,394	87,736
有田町	19,121	799	13.4%	7.8%	16,709	50,403
大町町	6,166	792	18.1%	2.9%	18,445	64,482
江北町	9,575	724	15.5%	3.0%	12,702	48,774
白石町	21,829	697	17.0%	3.0%	13,539	53,405
太良町	8,296	657	20.2%	2.8%	18,026	76,560
<b>佐賀市順位</b>	<b>-</b>	<b>19位</b>	<b>18位</b>	<b>15位</b>	<b>6位</b>	<b>1位</b>

出典：市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール

## 2. 目標達成状況

### (1) 既定計画の数値目標

既定計画の数値目標は図表 3-24 のとおりです。

◆図表 3-24 現行計画の数値目標

項目	年度	単位	H25 年度	R6 目標値
1 人 1 日当たりごみ排出量		g/人日	1,048	938
リサイクル率		%	17.4	20.5
最終処分量		t	4,356	2,980

### (2) ごみ排出量

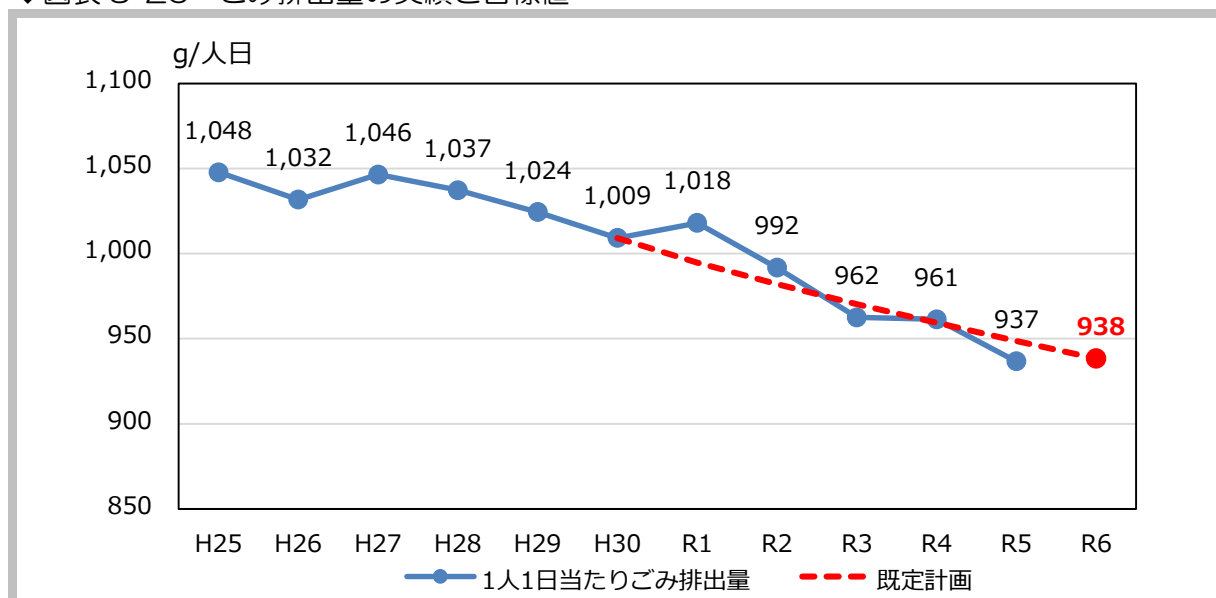
既定計画では、ごみ排出量の目標について、令和 6 年度において 1 人 1 日当たりごみ排出量を 938g/人日としています。

令和 5 年度実績による 1 人 1 日当たりごみ排出量は 937g であり、目標値は達成しています。

◆図表 3-25 既定計画におけるごみ排出抑制目標の達成状況

	単位	H25 年度	R5 年度	R6 目標値
1 人 1 日当たりごみ排出量	g/人日	1,048	937	938
削減率	-	-	△10.6%	△10.5%

◆図表 3-26 ごみ排出量の実績と目標値



### (3)リサイクル率

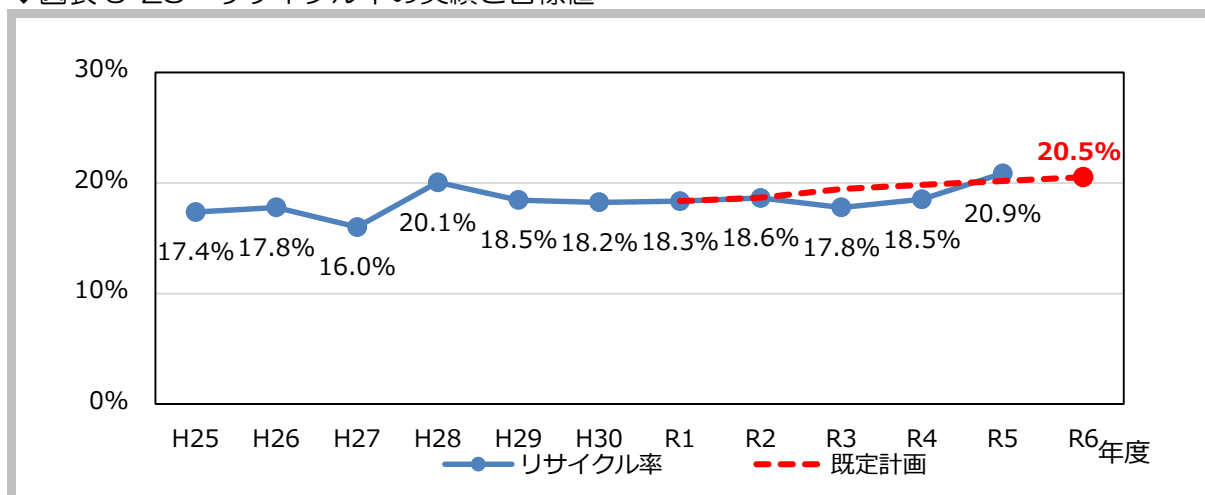
既定計画では、古紙などの分別徹底や剪定枝・草などの資源化推進により、令和6年度においてリサイクル率を20.5%としています。

令和5年度のリサイクル率は20.9%であり、目標値を達成しています。

◆図表 3-27 既定計画におけるリサイクル目標

	単位	H25年度	R5年度	R6目標値
リサイクル率	%	17.4	20.9	20.5

◆図表 3-28 リサイクル率の実績と目標値



### (4)最終処分量

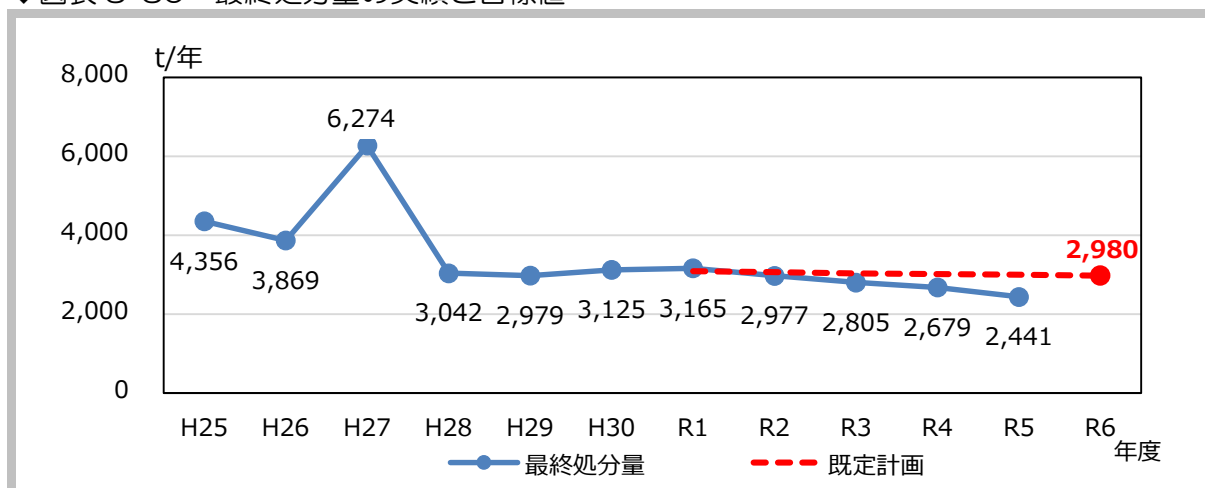
既定計画では、最終処分量は、ごみの発生抑制とリサイクルの推進により、令和6年度までに3,000t程度としています。

令和5年度の実績は2,441tであり、目標値を達成しています。

◆図表 3-29 既定計画における最終処分目標

	単位	H25年度	R5年度	R6目標値
最終処分量	t	4,356	2,441	2,980

◆図表 3-30 最終処分量の実績と目標値



### 第3節 これまでの取組

既定計画中に取り組んだ3R（発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル））に関する主な施策は、以下のとおりです。

◆図表 3-31 既定計画期間中に実施した主な施策

年度	主な施策
H27	環境学習施設「佐賀市エコプラザ」のリニューアル
	3010 運動及び食品ロスゼロ推進店登録制度の推進
	焼却主灰をセメントの原料としてリサイクルするためセメント業者への引き渡しを開始
H28	食品リサイクル業創業に向けた実証実験等の支援事業
	廃食用油からの高品質バイオディーゼル燃料実用化研究
	清掃工場から発生する二酸化炭素の農業等への利活用推進
H29	出前講座のメニュー充実と環境ミニ講座の実施
	家庭版 3010 運動の推進
	都市鉱山から作る！みんなのメダルプロジェクト
	事業系ごみの全量検査実施と事業所訪問による周知
H30	外国人向けのごみ出しガイド（6言語）の作成・配布
R1	従来の軽油代替燃料（BDF）の精製装置から、次世代型バイオディーゼル燃料（HiBD）の精製装置へ更新
R2	一般廃棄物のごみ処理手数料改定（直接搬入）
	乾電池のリサイクルを推進するために、「電池類」の分別収集を開始
	事業所用生ごみ処理機の導入費補助制度開始 （株）ファミリーマートと連携協定を締結し、コンビニからの廃食用油回収を開始
R3	家庭用電動生ごみ処理機の補助開始
	土曜日及び祝日におけるごみの直接搬入の事前予約制を導入
	佐賀市一般廃棄物最終処分場施設整備基本計画の策定
R4	グリーン電力発電設備としての設備認証を取得
	（株）J E P L A N と連携協定を締結し、民間事業としての衣類の店頭回収に協力
	（株）セブン-イレブン・ジャパンと連携協定を締結し、民間事業としてのコンビニでのペットボトル回収（ボトル to ボトル）に協力
	（株）ecommit と協定書を締結し、民間事業としての古着の店頭回収を開始
	店舗等が食品ロスになりそうな食品を Web 上に出品し、市民がお手頃価格で購入できる食品ロス削減マッチングサービス（SAGAタバスケ）を開始
R5	埋立処理や焼却処理をしていた陶器類や粗大ごみ等について、破砕処理前にピックアップし有価物として搬出
	ケミカル技術によるペットボトルの完全循環リサイクル（ボトル to ボトル）を開始
	西九州大学短期大学部との連携により、未就学児やその保護者をターゲットとしたSDGs環境紙芝居を共同制作
	プラスチックごみの分別回収モデル事業として、拠点回収を実施
R6	脊振広域クリーンセンターの廃止に伴い、諸富町及び三瀬地区で収集されたごみを佐賀市清掃工場で処理開始
	粗大ごみ（定期収集）の申込方法の変更及び料金改定

## 第4節 ごみ処理や取組に関する課題

### 1. ごみ処理の課題

---

#### (1)ごみの減量化及び資源化

既定計画策定以降、様々なごみ減量化及び資源化の取り組みを行ってきた結果、ごみの排出量は減少傾向となっていますが、1人1日当たりの家庭系ごみの排出量は県の平均値や本市の類似自治体と比べ、数値が高い状況です。このため、今後も引き続き、ごみの減量化及び資源化の推進に向けた効果的な取り組みを進める必要があります。

#### (2)事業系ごみの減量

本市のごみ排出量のうち事業系ごみが約37%を占めており、1人1日当たりごみ排出量が全国平均より多い要因のひとつとなっています。事業者に対しては排出者責任と自己処理の徹底を図るよう、引き続き事業者の排出に対する指導・周知徹底が必要です。

#### (3)適正及び安定的な処理・処分

佐賀市清掃工場、佐賀市リサイクル工場、佐賀市一般廃棄物最終処分場については、今後も適正な補修工事や維持管理を行い、安定的な処理・処分を継続する必要があります。

佐賀市清掃工場においては、供用開始後21年が経過し、適正及び安定的な処理を継続していくため、基幹改良工事を行う計画としています。基幹改良工事については、地球温暖化の防止や災害時の運転継続に配慮する必要があります。

佐賀市一般廃棄物最終処分場においては、現有施設の延命化を行うため掘り起こし事業を行う計画があります。施設を長く使用していくため、埋立するごみの減量・リサイクルの推進、焼却残渣の資源化などを行い、埋立負荷を軽減する必要があります。

## 2. 社会情勢の変化への対応

---

#### (1)「SDGs」(持続可能な開発目標)に向けた取組

「SDGs」(持続可能な開発目標)は、平成27年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標です。

「地球上の誰一人として取り残さない」ことを理念とし、人類、地球およびそれらの繁栄のために設定された行動計画であり、17のゴールと169のターゲットで構成されています。我が国では国、地方公共団体、事業者、国民などが協調し、目標達成に向けた取り組みが進んでいます。本市においても、SDGsの実現に向けた取り組みを推進する必要があります。

#### (2)食品ロスの削減

食べられるのに捨てられる食品「食品ロス」は、国連においてSDGs(持続可能な開発目標)の中で「令和12年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人あたりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。」と提唱されており、我が国においても「食品ロスの削減の推進に関する法律」(令和元年10月

1日)が施行されるなど、世界的に注目されています。

本市では、令和6年6月に実施した家庭のごみのごみ質組成調査では、手付かず食品や食べ残しなどの「食品ロス」が17.8%含まれていました。本計画では、「食品ロス削減推進計画」を包括しており、食品ロスの削減に向けた効果的な取り組みを今後も継続して実施する必要があります。

### **(3)プラスチック削減対策**

プラスチック資源循環法の施行により、市町村に対して排出抑制やプラスチック製品のリサイクルなど、プラスチックの3R+Renewableの促進が求められています。本市が令和6年6月に実施した家庭のごみのごみ質組成調査では、プラスチック製容器包装類やプラスチック製品が23.7%含まれています。本市においてもプラスチック製容器包装やプラスチック製品の分別・リサイクルについて検討していく必要があります。

また、使い捨てプラスチック製品等の発生抑制、不法投棄防止のほか、海洋プラスチック問題などへの意識啓発等に取り組む必要があります。

### **(4)「ゼロカーボンシティさがし」の実現**

本市は令和2年10月20日に「ゼロカーボンシティさがし」を表明し、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロにする目標を掲げました。本市では清掃工場で生み出された電気(再生可能エネルギー)の地産地消を行っています。その他にもリサイクル率の向上等「ゼロカーボンシティさがし」の実現に貢献するための取り組みの検討が必要です。

### **(5)高齢化社会への対策**

本市の行政区域内人口(各年度9月30日現在、外国人含む)は、年々減少しており、令和5年度において228,289人となっています。年齢別人口を見ると65歳以上の高齢者の割合が年々増加し、令和5年度には29.2%となっており、高齢者を対象とした分別の支援や収集運搬体制の充実を図る必要があります。また、人口減少によってごみ量が減少し、集積場が散開するため効率的なごみの収集体制が必要です。

### **(6)災害廃棄物対策**

災害廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律上、一般廃棄物に該当するため、その処理の責任は市町村が負います。本市では、大規模災害等により発生した災害廃棄物について、迅速、安全、適正かつ衛生的な処理及びリサイクルの推進を図るとともに、市民の生活環境を確保し、速やかに復旧していくことを目的に災害廃棄物処理計画を策定しています。近年、我が国では豪雨災害が激甚化・頻発化し、各地で甚大な被害が発生していることから、災害廃棄物処理計画に基づき、さまざまな災害を想定した災害廃棄物処理体制の確立が必要となっています。

## 第5節 ごみ処理の目標

### 1. 基本理念と基本方針

大量生産・大量消費型の経済社会活動は、生活様式の多様化や利便性の向上をもたらす一方で、大量廃棄型社会として地球環境への負荷を増大させてきました。その結果、自然破壊、地球温暖化、天然資源の枯渇など、地球的規模での環境問題を生じさせています。こうした中、一方通行型の経済社会活動（直線型経済・リニアエコノミー）から、持続可能な形で資源を利用する「循環経済（サーキュラーエコノミー）」への転換を目指す取組が進められています。

このような社会情勢の変化や本市の状況に対し、ごみ減量施策だけではなく持続可能な循環型社会の実現に向けた施策を推進していく必要があることから「捨てる暮らし」から「活かす暮らし」への転換～未来のために循環型社会の実現を目指して～」を基本理念に掲げ、取り組みを進めていきます。また、本計画では、すべての人が参加するSDGsの考え方を踏まえ、市民・事業者・市がそれぞれの役割を担いつつ、協働・連携していきます。

#### ◆図表 基本理念

##### ■基本理念

「捨てる暮らし」から「活かす暮らし」への転換  
～未来のために循環型社会の実現を目指して～

##### ■基本方針

#### I. ごみの発生抑制・再使用・再生利用 (リデュース、リユース、リサイクルの推進)

市民・事業者・行政が一体となり、「発生抑制」（リデュース）、「再使用」（リユース）、「再生利用」（リサイクル）の3Rの取組を推進することにより、循環型社会の実現を目指します。

#### II. 循環経済システムの構築

3Rの取組に加え、本市内で、資源の効率的・循環的な利用を図りながら、新たな付加価値を生み出すシステムを目指します。

#### III. ごみ処理の適正処理

環境負荷を低減し、災害等にも強い安全で安定した廃棄物の収集運搬及び処理体制の構築を目指します。

循環経済システム

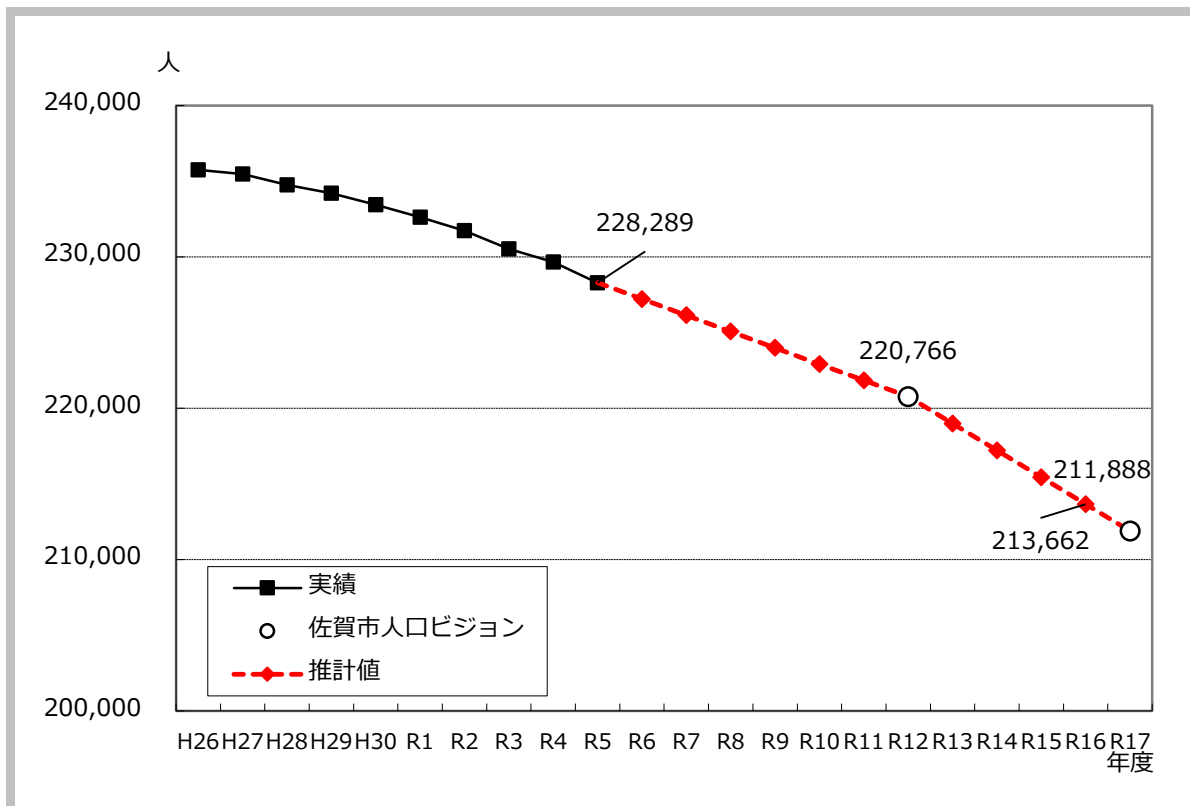
イメージ図

## 2 人口及びごみ排出量の見込み

人口推計は、佐賀市人口ビジョンの数値を採用しました。最新実績値（令和5年度）から令和12年度まで、令和12年度から令和17年度までをそれぞれ等差的に減少させる推計値としました。

本計画の計画目標年度である令和16年度は213,662人となります。

◆図表 人口推計



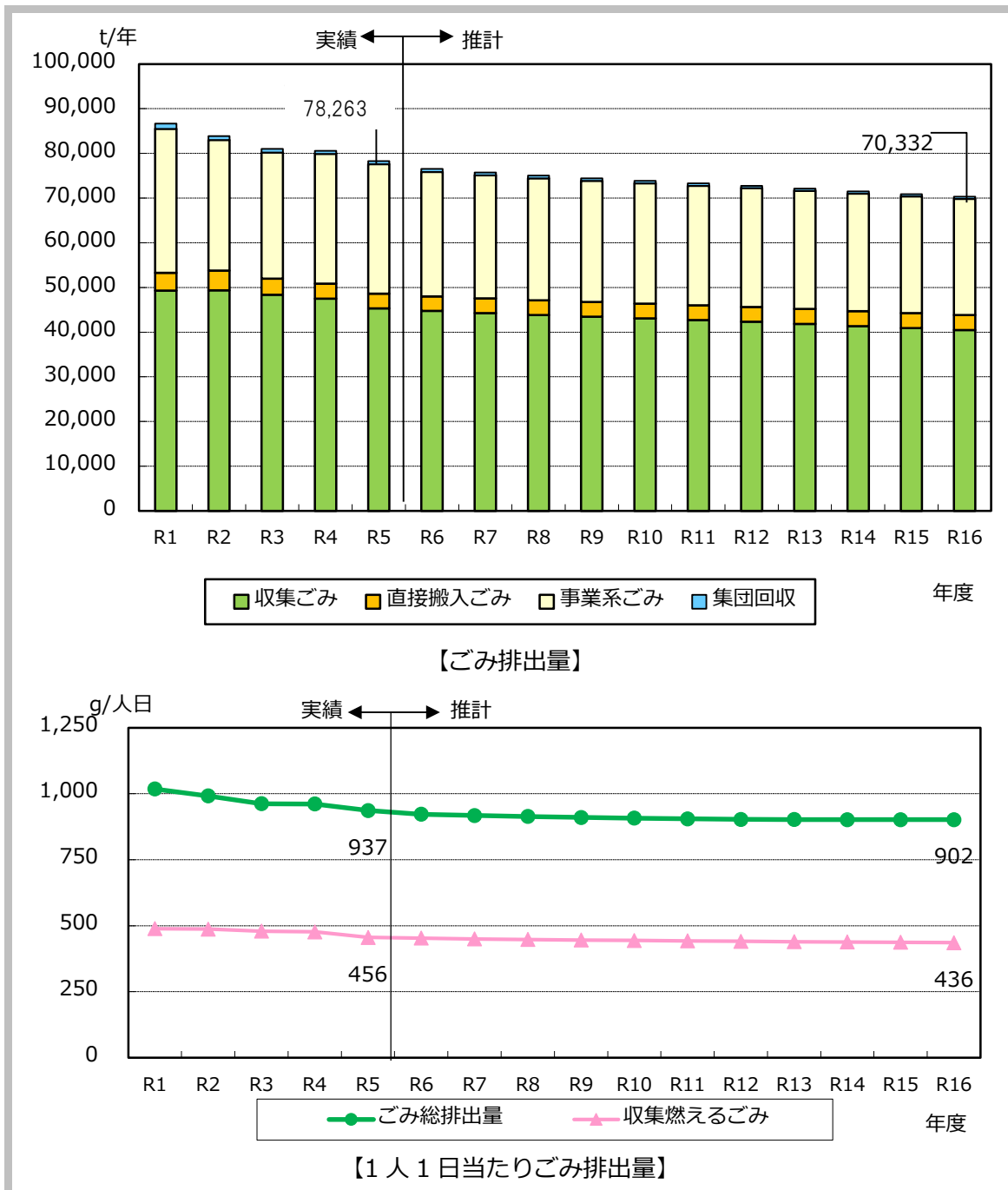
注) 実績は各年度9月末人口

### 3 ごみ排出量の見込み

ごみ排出量の推計は、排出量実績の推移の傾向が今後も続くものとして、将来の数値を予測します。

- ◆ 家庭系ごみの排出量及び集団回収量の合計は、将来人口の減少に伴い減少傾向となることが予測されます。
- ◆ 事業系ごみの排出量は、現在行われているごみ減量の取組みが今後も維持され、緩やかな減少傾向となることが予測されます。
- ◆ 1人1日当たりごみ総排出量（家庭系ごみ+事業系ごみ+集団回収）は、概ね横ばいとなることが予測されます。

◆図表 ごみ排出量の見込み（現状推計）



## 4. 数値目標

### (1) 目標値の設定

本計画では、排出抑制、資源化、最終処分の3つについて、目標値を設定します。

排出抑制のうち市民が取り組む指標として家庭からの排出される収集燃えるごみの1人1日当たりごみ排出量を抑制目標の指標とします。

#### ◆図表 指標の設定

排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●1人1日当たりごみ総排出量 (家庭系ごみ+事業系ごみ+集団回収) ÷行政区域内人口÷年間日数</li> <li>●収集燃えるごみの1人1日当たりごみ排出量 収集燃えるごみ÷計画収集人口÷年間日数</li> </ul>
資源化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●リサイクル率 資源化量(集団回収量含む) ÷ごみ総排出量</li> </ul>
最終処分	<ul style="list-style-type: none"> <li>●最終処分量</li> </ul>

#### ◆図表 目標値の設定

排出抑制目標	<b>1人1日当たりごみ総排出量</b>	857g/人日
	<b>収集燃えるごみの1人1日当たりごみ排出量</b>	416g/人日
資源化目標	<b>リサイクル率</b> 排出抑制目標を達成した場合	0%
最終処分目標	<b>最終処分量</b> 排出抑制目標を達成した場合	0t

## (2)目標達成の方法

### 1)排出抑制目標

家庭で取り組みやすい以下の排出抑制の方法を啓発していきます。

また、事業系ごみについても事業所単位でごみ減量に取り組むよう啓発していきます。

#### 『手付かず食品』

必要な分だけ買い、無駄なものを買わないなどの計画的な買い物を行う、残っている食材から使い切るなどを心がける。

#### 『食べ残し』

食事の量はちょうどよい量をつくる、作り過ぎて残った料理は、リメイクやアレンジして食べきる。

#### 『調理くず』

堆肥化や水切りを徹底する。

#### 『草木類』

剪定枝や草類は乾燥させてからごみとして出す。

#### 『プラスチック類』

使い捨てプラスチック製品の使用抑制やプラスチック使用量が少ない製品や代替商品の利用などを行う。

市が行うプラスチック類の拠点回収やスーパーなどの容器包装類の店頭回収を利用する。

#### 『古紙類』

燃えるごみに混入している古紙について分別徹底し、資源ごみとして排出する。

### 2)資源化目標

プラスチック資源の積極的な取り組みを行うため、本市では、プラスチック容器包装をはじめとするプラスチック類の拠点回収・資源化を進めていきます。

以下の品目について、資源化の取り組みを啓発していきます。

#### 『プラスチック』

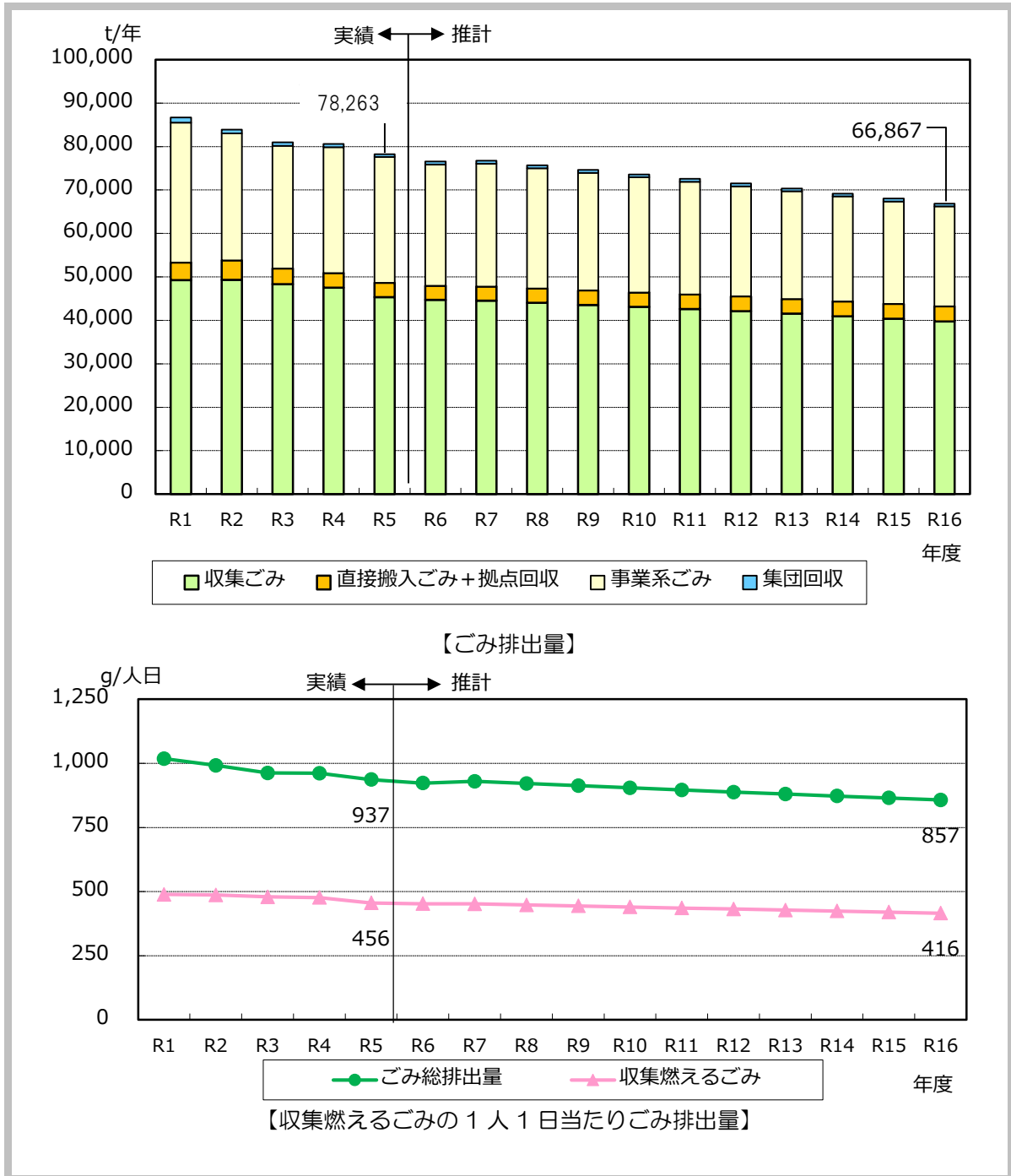
資源ごみとして分別収集を行うことで再資源化する。

『ダンボール』、『新聞紙・ちらし』、『雑誌・包装紙・紙箱』、『雑紙』等古紙類は、資源ごみとして分別するか、集団回収に出すことで再資源化する。

## 5. 目標達成後の将来推計

目標に向けたごみ排出量は以下のとおりです。

◆図表 ごみ排出量の目標



# 第4章 生活排水処理基本計画

## 第1節 生活排水処理の現況と課題

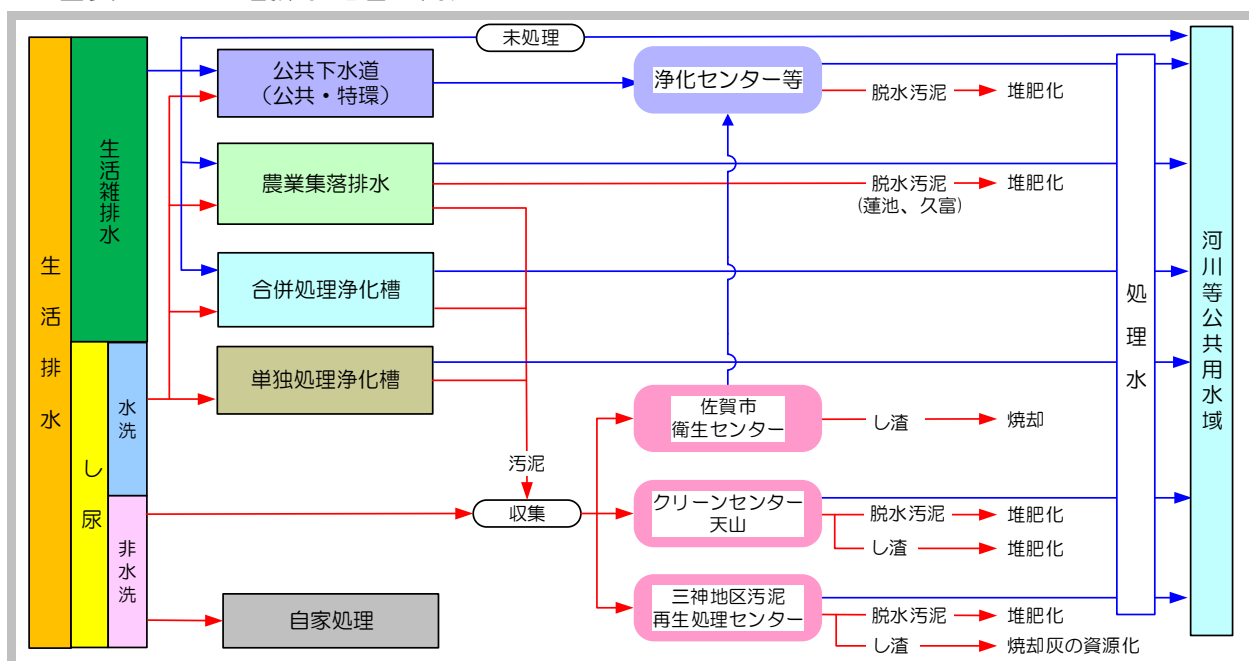
### 1. 生活排水処理の現況

#### (1) 生活排水の流れ

本市で排出される生活排水のうち、台所排水などの生活雑排水は、公共下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽により処理しています。ただし、一部の生活雑排水は未処理のまま公共用水域に排出されています。

くみ取り便槽、合併処理浄化槽等から収集されるし尿及び浄化槽汚泥は、し尿処理施設等へ搬入され、処理しています。

◆図表 4-1 生活排水処理の流れ



## (2)生活排水処理施設の整備状況

### 1)公共下水道

公共下水道事業は、佐賀地区が昭和47年に事業認可を受け、昭和53年に供用開始し、その後、諸富町、大和町、川副町に事業を展開しています。なお東与賀町は、特定環境保全公共下水道事業として供用開始を行いましたが、現在は、公共下水道事業に編入しています。

富士町、久保田町については特定環境保全公共下水道事業を展開しています。

◆図表 4-2 公共下水道事業整備状況（令和5年度末）

施設名	佐賀市 下水浄化センター	富士南部 環境センター	久保田 浄化センター
処 理 対 象 地 区	佐賀地区・諸富町・大和町・ 川副町・東与賀町	富士町	久保田町
計画処理区域面積	4,555.7 ha	80.9 ha	140.0ha
計画汚水処理能力	67,000 m <sup>3</sup> /日	1,900 m <sup>3</sup> /日	2,200 m <sup>3</sup> /日
計 画 処 理 人 口	164,700 人	1,300 人	4,400 人
供 用 開 始 年 月	昭和 53 年 11 月	平成 14 年 4 月	平成 13 年 12 月
処 理 方 式	標準活性汚泥法(4池) ・担体投入活性汚泥法(3池)	オキシデーシオンディッチ法	オキシデーシオンディッチ法
汚 泥 処 分 方 式	堆肥化	堆肥化(外部委託)	堆肥化(外部委託)
面 積 整 備 率	94.51%	100.0%	94.10%
水洗化率(世帯)	93.54%	81.6%	89.3%

### 2)農業集落排水処理施設

農業集落排水事業は、平成5年度から、順次事業に着手し、全地区で整備はすでに完了しています。供用開始後、20年を経過した施設もあるため、老朽化対策を実施しながら、下水道事業の効率化を図るため、施設の統廃合を検討していきます。

◆図表 4-3 農業集落排水処理施設整備状況(1)（令和5年度末）

施設名	元相応地区 農業集落排水処理施設	蓮池地区 農業集落排水処理施設	諸富北部地区 農業集落排水処理施設	無津呂地区 農業集落排水処理施設
計画処理区域面積	6.2 ha	84.4 ha	12.5 ha	40.0ha
計画汚水処理能力	64.8 m <sup>3</sup> /日	659 m <sup>3</sup> /日	113 m <sup>3</sup> /日	211 m <sup>3</sup> /日
計 画 処 理 人 口	240 人	2,680 人	420 人	790 人
供 用 開 始 年 月	平成 12 年 3 月	平成 20 年 4 月	平成 12 年 3 月	平成 9 年 5 月
処 理 方 式	間欠ばっ気法 JARUS-XIV <sub>96</sub> 型	間欠ばっ気法 JARUS-XIV <sub>6</sub> 型	接触ばっ気法 JARUS-I <sub>96</sub> 型	接触ばっ気法 JARUS-III <sub>96</sub> 型
汚 泥 処 分 方 式	佐賀市衛生センター	堆肥化 (外部委託)	佐賀市衛生センター	佐賀市衛生センター
面 積 整 備 率	100%	100%	100%	100%
水洗化率(世帯)	83.1%	63.7%	96.0%	87.6%

※令和7年度から諸富北部地区を蓮池地区に集約する予定。

◆図表 4-3 農業集落排水処理施設整備状況(2) (令和5年度末)

施設名	藤瀬地区	杉山地区	合瀬地区	市川地区
	農業集落排水処理施設	農業集落排水処理施設	農業集落排水処理施設	農業集落排水処理施設
計画処理区域面積	35.7 ha	5.1 ha	9.3 ha	12.6 ha
計画汚水処理能力	211 m <sup>3</sup> /日	54 m <sup>3</sup> /日	51 m <sup>3</sup> /日	126.9 m <sup>3</sup> /日
計画処理人口	780 人	200 人	190 人	470 人
供用開始年月	平成 13 年 4 月	平成 11 年 3 月	平成 11 年 4 月	平成 12 年 8 月
処理方式	接触ばっ気法 JARUS-III <sub>96</sub> 型	接触ばっ気法 JARUS-S <sub>96</sub> 型	接触ばっ気法 JARUS-S <sub>96</sub> 型	間欠ばっ気法 JARUS-XIV <sub>96</sub> 型
汚泥処分方式	佐賀市衛生センター	佐賀市衛生センター	佐賀市衛生センター	佐賀市衛生センター
面積整備率	100%	100%	100%	100%
水洗化率(世帯)	81.5%	87.1%	83.3%	84.9%

施設名	鎌原地区	上小副川地区	富士北部地区	大授地区
	農業集落排水処理施設	農業集落排水処理施設	農業集落排水処理施設	農業集落排水処理施設
計画処理区域面積	4.8 ha	7.4 ha	36.2 ha	8.3 ha
計画汚水処理能力	29.7 m <sup>3</sup> /日	45.9 m <sup>3</sup> /日	235 m <sup>3</sup> /日	83 m <sup>3</sup> /日
計画処理人口	110 人	170 人	780 人	250 人
供用開始年月	平成 13 年 4 月	平成 14 年 3 月	平成 19 年 5 月	平成 12 年 6 月
処理方式	接触ばっ気法 JARUS-S <sub>96</sub> 型	接触ばっ気法 JARUS-S <sub>96</sub> 型	間欠ばっ気法 JARUS-XIV <sub>96</sub> 型	接触ばっ気法 JARUS-I <sub>96</sub> 型
汚泥処分方式	佐賀市衛生センター	佐賀市衛生センター	佐賀市衛生センター	佐賀市衛生センター
面積整備率	100%	100%	100%	100%
水洗化率(世帯)	77.8%	81.8%	88.9%	84.8%

施設名	下新ヶ江地区	久富地区	江戸地区
	農業集落排水処理施設	農業集落排水処理施設	農業集落排水処理施設
計画処理区域面積	25.9 ha	59.5 ha	10.0ha
計画汚水処理能力	754 m <sup>3</sup> /日	789 m <sup>3</sup> /日	103 m <sup>3</sup> /日
計画処理人口	2,790 人	2,920 人	380 人
供用開始年月	平成 10 年 10 月	平成 12 年 4 月	平成 14 年 4 月
処理方式	回分式活性汚泥法 JARUS-XI <sub>96</sub> 型	回分式活性汚泥法 JARUS-XI <sub>96</sub> 型	間欠ばっ気法 JARUS-XIV <sub>96</sub> 型
汚泥処分方式	クリーンセンター 天山	堆肥化 (外部委託)	クリーンセンター 天山
面積整備率	100%	100%	100%
水洗化率(世帯)	87.8%	82.8%	70.8%

### 3)浄化槽(市営浄化槽事業)

浄化槽は、し尿と生活雑排水を処理する合併処理浄化槽とし尿のみを処理する単独処理浄化槽に区分されます。

公共下水道や農業集落排水の区域外において、市が主体となって合併処理浄化槽（市営浄化槽）の設置、維持管理を行っています。また、個人設置の合併処理浄化槽は、処理機能などの条件を満たした場合、市に帰属（寄付受納）を行うことができ、帰属した合併処理浄化槽は、市営浄化槽として、市が維持管理を行っています。

◆図表 4-4 市営浄化槽整備状況（基数）

項目 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
市管理基数	3,570	3,773	3,975	4,120	4,253
設 置	184	191	192	134	120
帰 属	20	12	10	11	13

### 4)し尿処理施設等

し尿及び浄化槽汚泥は、佐賀市衛生センター（佐賀地区・諸富町・富士町・川副町・東与賀町）、クリーンセンター天山（大和町・久保田町）、三神地区汚泥再生処理センター（三瀬村）で処理を行っています。

佐賀市衛生センターでは、令和5年度から、し尿及び浄化槽汚泥を前処理し、公共下水道に投入した後、下水浄化センターで処理しています。

三神地区汚泥再生処理センターは、基幹的設備改良事業を実施しており、その期間は令和4年度から令和6年度までとなっています。

◆図表 4-5 し尿処理施設等の概要

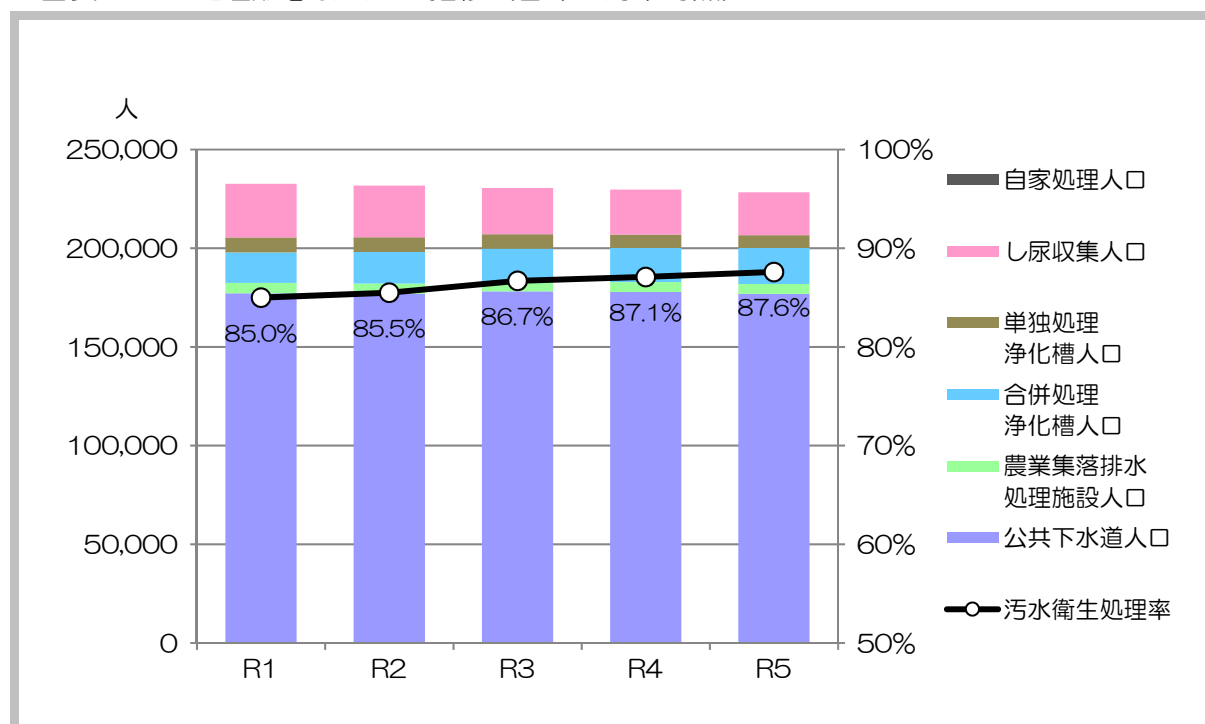
施設名	佐賀市衛生センター (佐賀市)	クリーンセンター天山 (天山地区共同衛生 処理場組合)	三神地区汚泥再生 処理センター (三神地区環境事務組合)
所在地	佐賀市巨勢町大字牛島 528	小城市牛津町勝 861	神埼市千代田町柳島 1290
処理方式	前処理 + 下水道投入	標準脱窒素処理方式 + 高度処理	膜分離高負荷脱窒素処理方式 + 高度処理
公称能力	72 kL/日	180 kL/日 し 尿 : 169.4 kL/日 浄化槽汚泥 : 10.6 kL/日	基幹的設備改良事業後 139 kL/日 し 尿 : 38.6 kL/日 浄化槽汚泥 : 80.2 kL/日 農集汚泥 : 20.2 kL/日
竣工年月	令和 5 年 6 月	平成 3 年 3 月	平成 13 年 3 月

## 2. し尿及び浄化槽汚泥の排出状況

### (1) 処理形態別人口

本市の処理形態別人口は、合併処理浄化槽人口が増加し、し尿収集人口は減少しています。生活雑排水を処理している人口の割合である汚水衛生処理率は、年々向上しており令和5年度は87.6%となっています。

◆図表 4-6 処理形態別人口の推移（各年9月末時点）

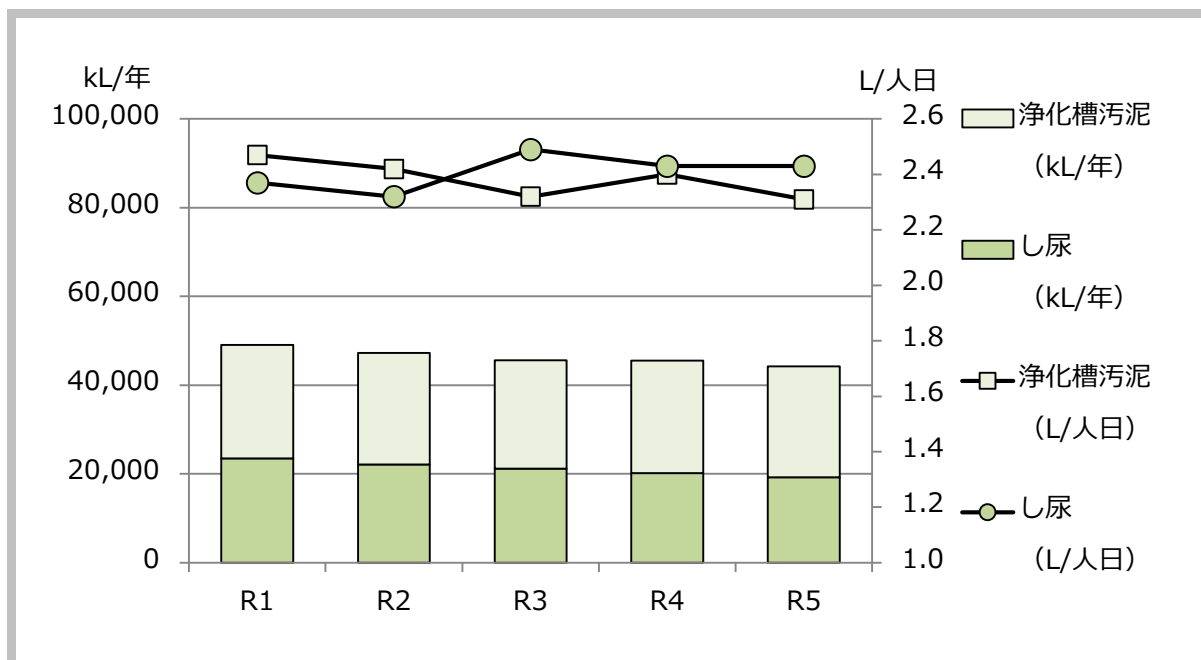


項目	年度	R1	R2	R3	R4	R5
行政区域内人口	[人]	232,624	231,725	230,531	229,662	228,289
計画処理区域内人口	[人]	232,624	231,725	230,531	229,662	228,289
非水洗化人口	[人]	27,184	26,190	23,423	22,759	21,720
し尿収集人口	[人]	27,184	26,190	23,423	22,759	21,720
自家処理人口	[人]	0	0	0	0	0
水洗化人口	[人]	205,440	205,535	207,108	206,903	206,569
公共下水道人口	[人]	177,135	176,937	178,089	177,773	176,801
浄化槽人口	[人]	28,305	28,598	29,019	29,130	29,768
合併処理浄化槽人口	[人]	20,706	21,163	21,710	22,303	23,263
集落排水処理施設人口	[人]	5,258	5,148	5,131	5,086	5,044
合併処理浄化槽人口	[人]	15,448	16,015	16,579	17,217	18,219
単独処理浄化槽人口	[人]	7,599	7,435	7,309	6,827	6,505
汚水衛生処理率		85.0%	85.5%	86.7%	87.1%	87.6%

## (2)し尿及び浄化槽汚泥量

本市管内から排出されるし尿の排出量は、し尿収集人口の減少により年々減少しています。浄化槽汚泥（農業集落排水汚泥の一部を含む。以下同じ。）の排出量は、市営浄化槽事業により合併処理浄化槽が普及している一方で単独処理浄化槽人口や農業集落排水処理施設人口が減少しているため、概ね横ばいで推移しています。

◆図表 4-7 し尿及び浄化槽汚泥量の推移（各年9月末時点）



項目	年度	R1	R2	R3	R4	R5
	し尿	kL/年	23,480	22,093	21,207	20,138
kL/日		64.15	60.53	58.10	55.17	52.54
L/人日		2.36	2.31	2.48	2.42	2.42
浄化槽汚泥	kL/年	25,573	25,184	24,444	25,416	25,019
	kL/日	69.87	69.00	66.97	69.63	68.36
	L/人日	2.47	2.41	2.31	2.39	2.30
合計	kL/年	49,053	47,277	45,651	45,554	44,247
	kL/日	134.02	129.53	125.07	124.80	120.90
	L/人日	2.42	2.36	2.38	2.41	2.35

### 3. し尿及び浄化槽汚泥の処理実績

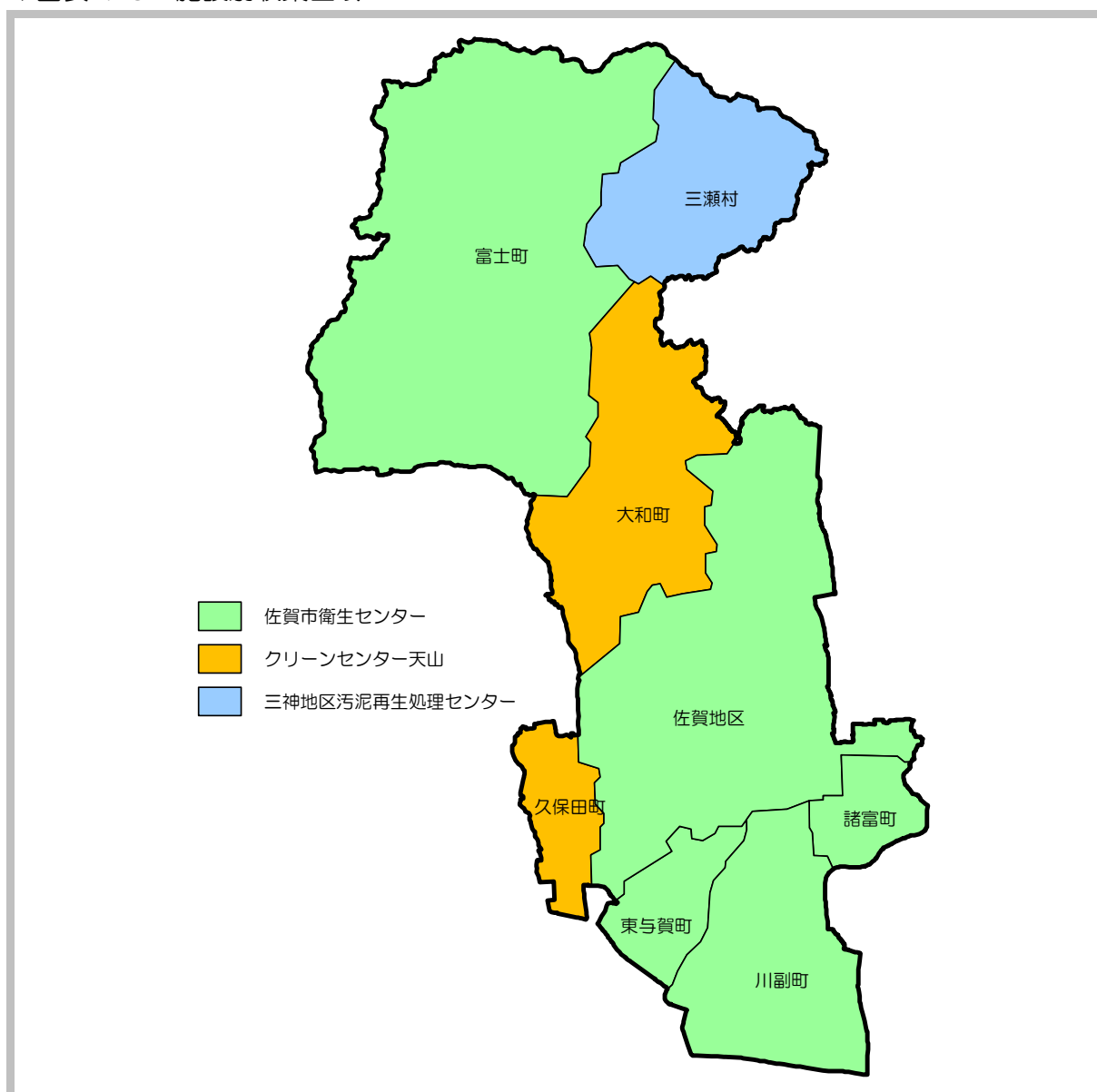
#### (1)収集・運搬

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、本市が許可する業者（一部委託業者）が行っています。本市は市町村合併前の処理体制を維持しており、し尿及び浄化槽汚泥は3つの処理施設へ搬入し、処理されます。

◆図表 4-8 し尿等収集運搬

項目	し尿	浄化槽汚泥
区分	収集・運搬	収集・運搬
形態	委託・許可	許可

◆図表 4-9 施設別収集区域

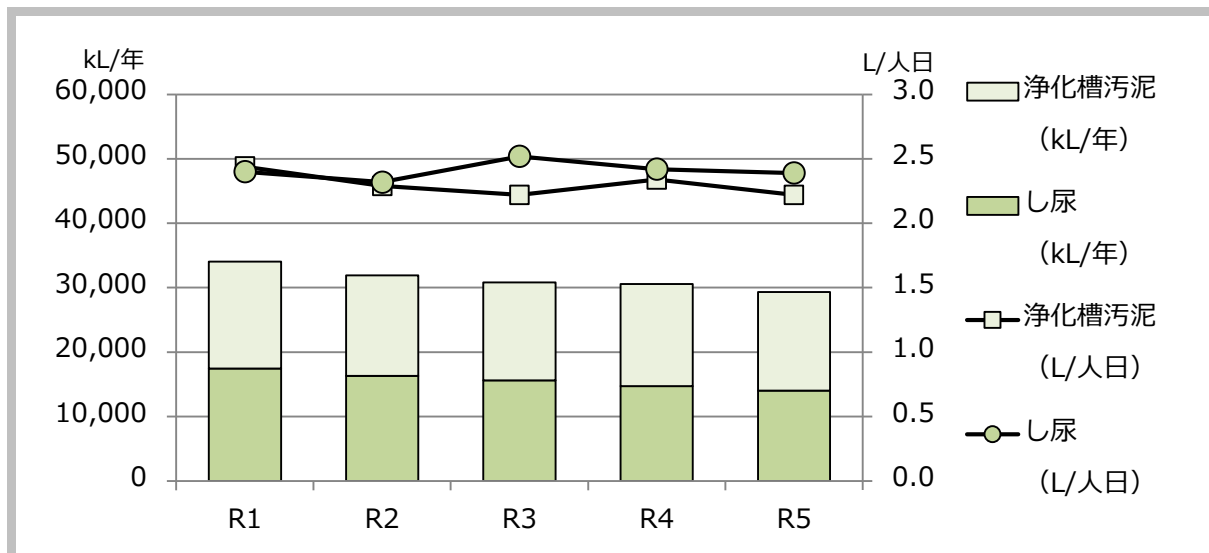


## (2)中間処理

### 1)佐賀市衛生センター(佐賀地区・諸富町・富士町・川副町・東与賀町)

佐賀市衛生センターへの搬入量は、し尿及び浄化槽汚泥ともに減少傾向にあります。1人1日当たり排出量は、し尿及び浄化槽汚泥とも同程度で推移しています。

◆図表 4-10 佐賀市衛生センターへの搬入量（各年9月末時点）

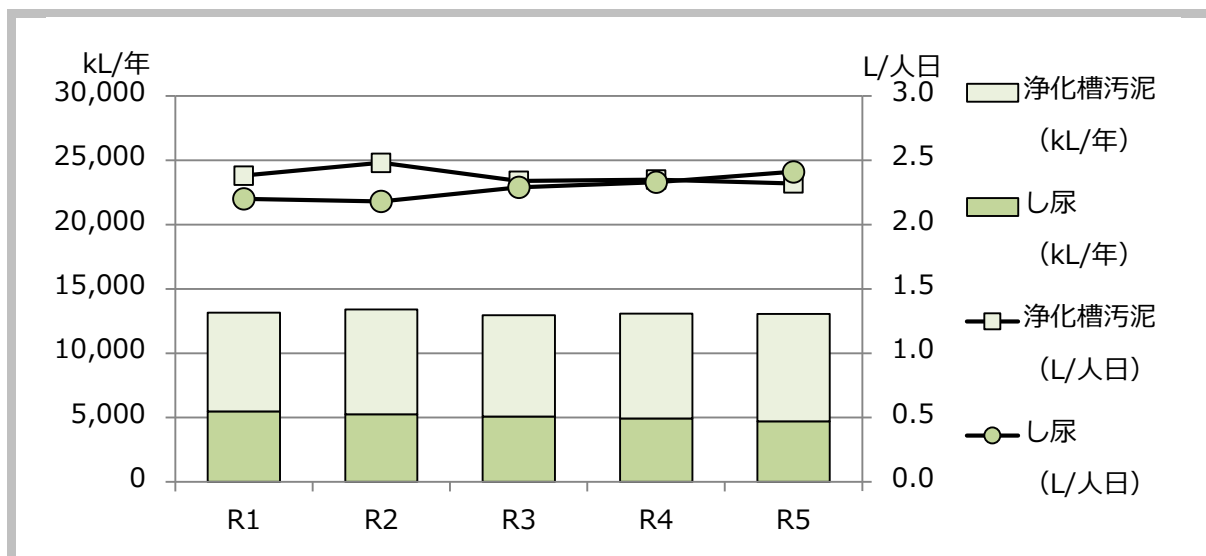


項目	年度	R1	R2	R3	R4	R5
し尿	kL/年	17,457	16,285	15,589	14,698	14,022
	kL/日	47.77	44.54	42.69	40.19	38.31
	L/人日	2.39	2.31	2.51	2.41	2.37
浄化槽汚泥	kL/年	16,585	15,644	15,239	15,885	15,297
	kL/日	45.36	42.88	41.69	43.53	41.86
	L/人日	2.43	2.28	2.21	2.33	2.21
合計	kL/年	34,042	31,929	30,828	30,583	29,319
	kL/日	93.13	87.42	84.38	83.72	80.17
	L/人日	2.41	2.30	2.35	2.37	2.28
合計 (%)	し尿	51.3	51.0	50.6	48.1	47.8
	浄化槽汚泥	48.7	49.0	49.4	51.9	52.2

## 2)クリーンセンター天山(大和町・久保田町)

クリーンセンター天山への搬入量は、し尿については減少傾向、浄化槽汚泥については概ね横ばいの傾向にあります。1人1日当たり排出量においては、し尿については増加傾向、浄化槽汚泥については年度により増減はあるものの減少傾向となっています。

◆図表 4-11 クリーンセンター天山への搬入量（各年9月末時点）

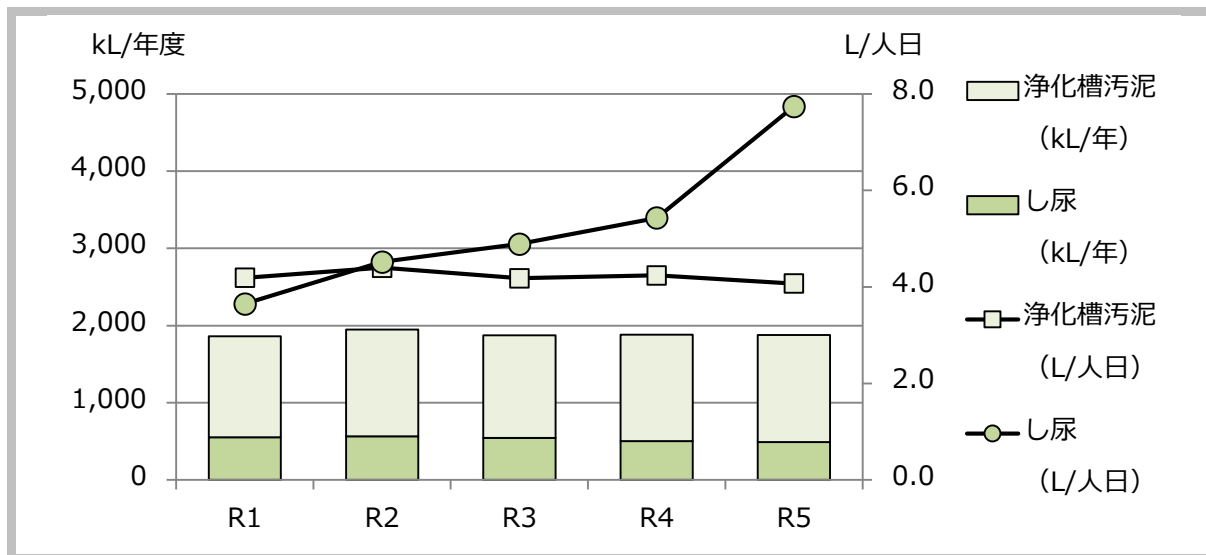


項目	年度	R1	R2	R3	R4	R5
し尿	kL/年	5,471	5,242	5,072	4,937	4,716
	kL/日	14.96	14.33	13.89	13.51	12.86
	L/人日	2.21	2.18	2.28	2.33	2.41
浄化槽汚泥	kL/年	7,677	8,156	7,878	8,151	8,333
	kL/日	20.94	22.35	21.60	22.34	22.76
	L/人日	2.39	2.48	2.33	2.35	2.32
合計	kL/年	13,148	13,398	12,950	13,088	13,049
	kL/日	35.90	36.68	35.49	35.85	35.62
	L/人日	2.31	2.36	2.31	2.34	2.34
合計 (%)	し尿	41.6	39.1	39.2	37.7	36.1
	浄化槽汚泥	58.4	60.9	60.8	62.3	63.9

### 3)三神地区汚泥再生処理センター(三瀬村)

三神地区汚泥再生処理センターへの搬入量は、し尿については減少傾向、浄化槽汚泥についても多少増減はあるものの概ね横ばい傾向となっています。1人1日当たり排出量は、し尿は増加傾向となっており、浄化槽汚泥は年度により増減はあるものの減少傾向となっています。

◆図表 4-12 三神地区汚泥再生処理センターへの搬入量（各年9月末時点）



項目	年度	R1	R2	R3	R4	R5
	し尿	kL/年	552	566	546	503
kL/日		1.51	1.55	1.50	1.38	1.34
L/人日		3.64	4.38	4.81	5.28	7.58
浄化槽汚泥	kL/年	1,311	1,384	1,327	1,380	1,389
	kL/日	3.58	3.79	3.63	3.78	3.80
	L/人日	4.18	4.27	4.12	4.13	3.98
合計	kL/年	1,863	1,950	1,873	1,883	1,879
	kL/日	5.09	5.34	5.13	5.16	5.14
	L/人日	3.99	4.31	4.30	4.38	4.53
合計 (%)	し尿	41.6	39.1	39.2	37.7	36.1
	浄化槽汚泥	58.4	60.9	60.8	62.3	63.9

### **(3)最終処分**

佐賀市衛生センターにおいては、廃棄物としての最終処分は行っていません。下水道投入されたし尿や浄化槽汚泥は、他の生活排水とともに、佐賀市下水浄化センターで処理し、堆肥化しています。

三神地区環境事務組合及び天山地区共同衛生処理場組合においては、堆肥化や汚泥焼却後の農地還元などを実施しています。

## 4. 生活排水処理に関する課題

---

本市における生活排水処理の現状に対して、今後の課題は次のとおりです。

### (1) 汚水衛生処理率の向上

本市の汚水衛生処理状況としては、公共下水道区域では高く、特定環境保全公共下水道や農業集落排水の区域では低く、下水道の接続が進んでいない区域があります。

生活雑排水を適切に処理し、公共用水域への汚濁負荷を低減させるため、くみ取り便槽や単独浄化槽の使用者に対して、公共下水道や農業集落排水施設への接続の推進、合併処理浄化槽への転換の促進に取り組む必要があります。

### (2) 生活排水処理事業の継続

本市の水環境保全のため、下水道事業を効率よく経営するため、接続率の増加は必要なものであり、重要な課題です。

また、コスト削減のため、汚水処理施設の老朽化に対する対応、また、施設の統合・再編は重要な検討事項であり、これらへの適切な対応が必要です。

### (3) 適正及び安定的な処理の継続

佐賀市衛生センターは、施設が老朽化したため、下水道施設でし尿等の処理を行う前処理施設の整備を実施し、令和5年度から稼働しています。三神地区汚泥再生処理センターは老朽化と処理量を考慮して、基幹的改良事業を令和6年度まで実施しました。

クリーンセンター天山においても施設の老朽化が進んでいることにより、将来的なし尿及び浄化槽汚泥の発生量を踏まえ、施設更新を進めているところです。

適切な施設の運営による適正及び安定的なし尿等の継続的な処理が必要です。

## 第2節 生活排水処理の目標

### 1. 基本方針

本市では、市営浄化槽を除く下水道事業は、概ね面整備が終了していることを踏まえて、本計画における基本方針は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上の観点から、生活雑排水による環境負荷に係る啓発や負荷を低減させるための効果的な方法の実施などを基本的な考え方として、次のとおりとします。

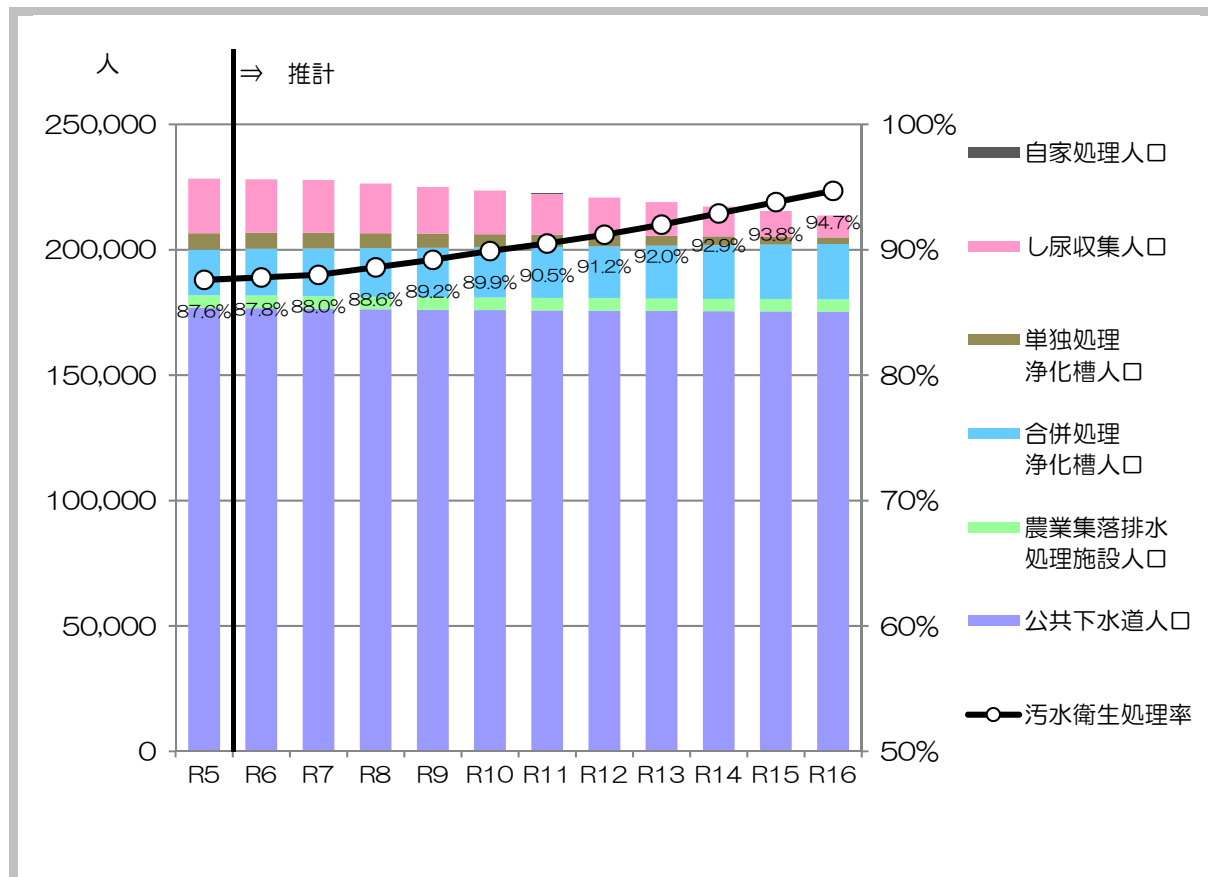
#### ◆図表 4-13 生活排水処理に関する基本方針（案）

- ① 市内全域において生活排水対策の必要性について啓発活動を推進します。
- ② 公共下水道または農業集落排水が整備されている地区においては、下水道への接続を推進します。
- ③ 公共下水道または農業集落排水処理区域外の地区においては、合併処理浄化槽への転換を促進します。
- ④ 排出されるし尿及び浄化槽汚泥を適正に処理します。

## 2. 生活排水処理形態別人口の推計

下水道事業の推進により、合併処理浄化槽人口は増加し、し尿処理人口及び単独処理浄化槽人口は減少する見込みとしています。

◆図表 4-14 処理形態別人口の推計（各年9月末時点）



項目	年度	R 5	R 1 1	R 1 6
行政区域内人口	[人]	228,289	222,174	213,662
計画処理区域内人口	[人]	228,289	222,174	213,662
非水洗化人口	[人]	21,720	16,195	8,783
し尿収集人口	[人]	21,720	16,195	8,783
自家処理人口	[人]	0	0	0
水洗化人口	[人]	206,569	205,979	204,879
公共下水道人口	[人]	176,801	175,802	175,318
浄化槽人口	[人]	29,768	30,177	29,561
合併処理浄化槽人口	[人]	23,263	25,328	26,931
集落排水処理施設人口	[人]	5,044	4,953	4,906
合併処理浄化槽人口	[人]	18,219	20,375	22,025
単独処理浄化槽人口	[人]	6,505	4,849	2,630
汚水衛生処理率		87.6%	90.5%	94.7%

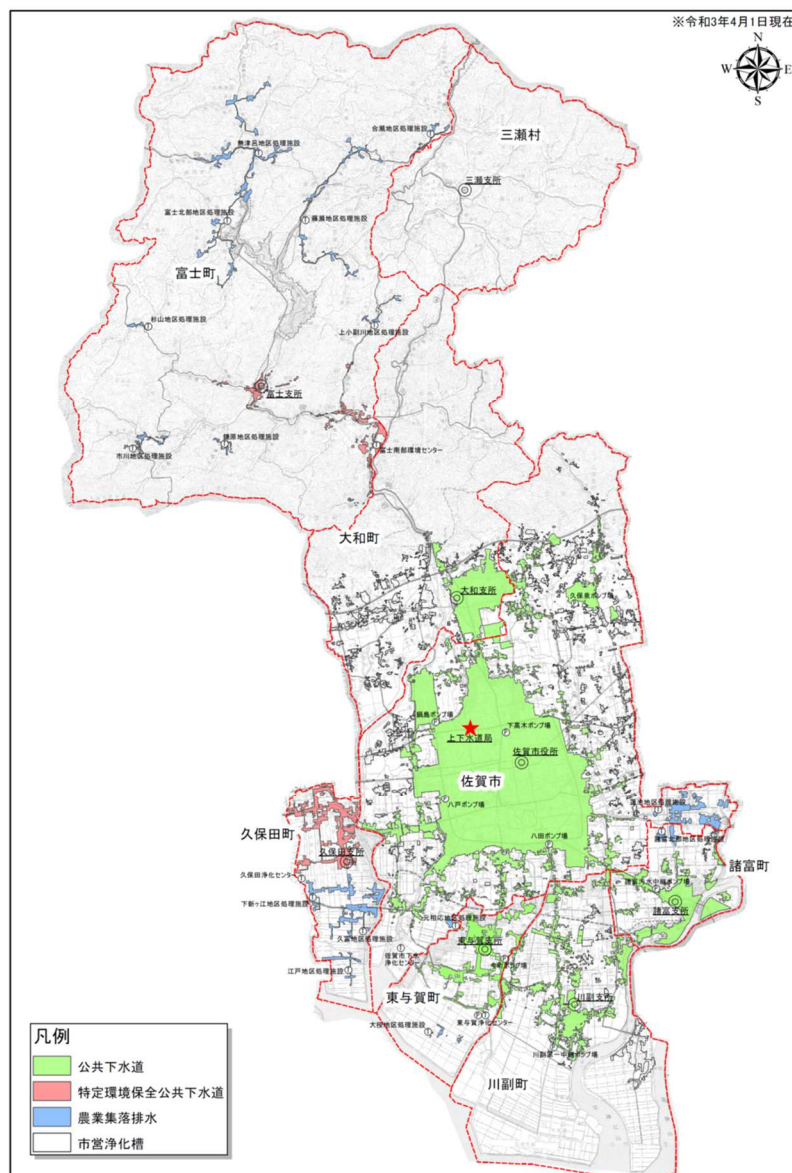
### 3. 生活排水の処理主体

本市における生活排水関係施設における処理主体は、図表 4-15 のとおりです。

◆図表 4-15 生活排水関係施設の処理主体

生活排水関係施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公 共 下 水 道	し尿及び生活雑排水	本市
特定環境保全公共下水道事業		
農 業 集 落 排 水 処 理 施 設		
合 併 処 理 浄 化 槽 ( 市 営 浄 化 槽 )		
単 独 処 理 浄 化 槽	し尿	個人等
し 尿 処 理 施 設 等	し尿及び浄化槽汚泥	本市 天山地区共同衛生処理場組合 三神地区環境事務組合

◆図表 4-16 下水道等エリア



## 第3節 生活排水処理計画

### 1. 処理の目標

本市における汚水衛生処理率は、87.6%（令和5年度）です。

計画目標年度の令和16年度までに94.7%とすることを目標とします。

◆図表 4-17 処理の目標（案）

項目	令和5年度	令和16年度 (計画目標年度)
汚水衛生処理率	87.6%	94.7%

### 2. 生活排水を処理する区域及び人口等

本市における生活排水処理区域は、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽の整備事業ごとに区域を分けており、各処理施設や地域の特性を踏まえた効率的な生活排水処理を行います。

◆図表 4-18 生活排水区域及び処理人口

項目	処理計画区域	令和16年度 (計画目標年度)
公共下水道	佐賀地区（八田、厘外、大島、下高木、兵庫、久保泉、金立） 諸富町（諸富、大中島） 大和町（春日） 川副町（東部、西部、北部、中央） 東与賀町	175,318人
	富士町（富士南部） 特定環境保全公共下水道	
	久保田町 特定環境保全公共下水道	
農業集落排水	佐賀地区（元相応、蓮池） 諸富町（諸富北部） 富士町（無津呂、藤瀬、杉山、合瀬、市川、鎌原、上小副川、富士北部） 東与賀町（大授） 久保田町（下新ヶ江、久富、江戸）	4,906人
合併処理浄化槽 (市営浄化槽)	市全域 (公共下水道、農業集落排水処理区域外の区域)	22,025人

### **3. 処理施設とその整備計画**

---

本市では、市営浄化槽を除く下水道事業は、概ね面整備が終了していることを踏まえると、次の内容となります。

#### **(1) 公共下水道・農業集落排水**

面整備がおおむね終了しており、汚水処理施設の新規整備の計画はありません。しかし、施設の老朽化が進んでおり、各設備の更新工事・建築物の耐震工事が実施されており、全体的に、改築時期の計画的な最適化などが必要であり、また、汚水処理施設の統廃合やダウンサイジングの検討も必要です。

新規の計画区域はないため、既設の計画区域内で、汚水衛生処理率の向上を図ります。

#### **(2) 市営浄化槽**

市営浄化槽については、宅地開発や建て替えなど新築物件への設置が多く、既存の単独処理浄化槽やくみ取り便槽からの切り替えが少ない状況です。

啓発活動により、市営浄化槽への切り替えを促進していきます。

#### **(3) し尿処理施設等**

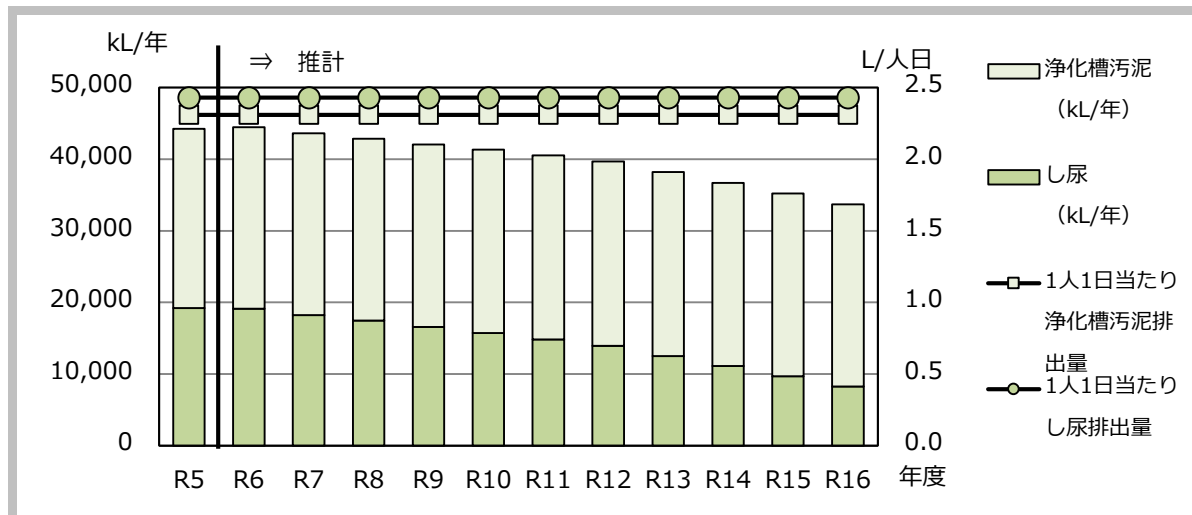
佐賀市衛生センターと三神地区汚泥再生処理センターは、適切なし尿等の処理を実施するため、施設の更新を行いました。クリーンセンター天山においても、施設の老朽が進んでおり、天山地区共同衛生処理場組合で施設更新が予定されています。

## 第4節 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

### 1. し尿及び浄化槽汚泥の排出量の推計

し尿及び浄化槽汚泥排出量の総量は、人口の減少とともに、公共下水道人口及び合併処理浄化槽人口の増加により、し尿収集人口が減少するため、減少する見込みです。

◆図表 4-19 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の推計



◆図表 4-20 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の見込み

項目	令和5年度	令和16年度 (計画目標年度)
し尿	19,228kL	7,778 kL
浄化槽汚泥	25,019 kL	24,816 kL

## 2. 排出削減・再資源化計画

---

### (1)市民への啓発

公共用水域の汚濁防止等のために、生活雑排水対策の必要性、公共下水道等への早期接続、などについて啓発し、汚水衛生処理率の向上により、し尿や浄化槽汚泥の削減を図り、また、生活雑排水の公共用水域への排出量削減に努めます。

### (2)浄化槽管理の適正化

浄化槽による処理水が、適正に処理されることにより、不適切な処理水が公共用水域に排出されることを防止するため、浄化槽の定期的な管理を推進します。

### (3)し尿及び浄化槽汚泥の再資源化

し尿及び浄化槽汚泥の処理により発生する汚泥等の堆肥化など再資源化に努めます。

## 3. 収集・運搬計画

---

### (1)収集運搬体制の維持

長期的には、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬量は、減少していくと見込まれます。現状の収集運搬体制を維持するため、許可業者の経営の安定化を図ります。

なお、生活排水処理施設の統廃合や合併処理浄化槽の整備により変動するし尿等の排出量を注視しつつ、収集運搬体制の再構築を行うことも視野に入れていきます。

### (2)許可業者への指導

し尿処理施設等へのし尿及び浄化槽汚泥を搬入するまでの、適正な収集運搬について、許可業者へ指導を行います。

## 4. 中間処理計画

---

佐賀市衛生センターにおいては、廃棄物としての中間処理は実施せず、下水道投入のための前処理を実施しています。処理は、佐賀市上下水道局の所管施設で実施するため、佐賀市上下水道局と協議のうえ、適切な処理に努めます。

三神地区環境事務組合及び天山地区共同衛生処理場組合においては、施設老朽化対策として、三神地区環境事務組合では、基幹的設備改良事業を実施しており、天山地区共同衛生処理場組合においては、施設更新を予定されています。

佐賀市全体の効率的な処理のため、将来的な処理施設のあり方について検討を行います。

## 5. 最終処分計画

---

佐賀市衛生センターにおいては、廃棄物としての中間処理は実施せず、下水道投入のための前処理を実施しており、その工程で発生した残渣は、法の規定に従い、焼却処分や再資源化を実施します。

三神地区環境事務組合及び天山共同衛生処理場組合においても、中間処理で発生した残渣は、法の規定に従い、焼却処分や再資源化を実施します。また、発生した汚泥は、堆肥化や焼却後の農地還元などを実施します。天山地区共同衛生処理場組合では、施設更新の検討を行っており、更新後は、汚泥の再生化を実施する予定です。

## 第5節 その他

### 1. 生活排水処理の推進体制

---

公共用水域の汚濁防止等のために、生活雑排水対策の必要性などの啓発、公共下水道等への早期接続などの推進、浄化槽管理の適正化などは、佐賀市上下水道局が主体として、実施することとなります。また、佐賀市衛生センターにおける処理施設も佐賀市上下水道局の所管となります。

総合的な生活排水処理の推進は、佐賀市上下水道局の施策との整合が必要であり、佐賀市上下水道ビジョンの内容を含んだ施策の推進が必要です。

### 2. 災害廃棄物対策

---

災害時に発生するし尿等は、災害地域の衛生面を悪化させるため、早急な収集運搬が必要であり、その処理体制を構築する必要があります。災害時に発生するし尿等は、「地域防災計画」や「災害廃棄物処理計画」に従い適正処理を行っていきます。